

第 5 号

(3月5日)

令和8年 熊本県議会 2月定例会会議録

第5号

令和8年3月5日(木曜日)

議事日程 第5号

令和8年3月5日(木曜日)午前10時開会

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(42人)

- 星 野 愛 斗 君
- 住 永 栄一郎 君
- 亀 田 英 雄 君
- 幸 村 香代子 君
- 杉 畠 ミ カ さん
- 立 山 大二朗 君
- 斎 藤 陽 子 さん
- 本 田 雄 三 君
- 岩 田 智 子 君
- 堤 泰 之 君
- 南 部 隼 平 君
- 前 田 敬 介 君
- 坂 梨 剛 昭 君
- 荒 川 知 章 君
- 城 戸 淳 君
- 池 永 幸 生 君
- 竹 崎 和 虎 君
- 吉 田 孝 平 君
- 中 村 亮 彦 君
- 増 永 慎一郎 君

- 高 島 和 男 君
- 松 村 秀 逸 君
- 岩 本 浩 治 君
- 西 山 宗 孝 君
- 河 津 修 司 君
- 楠 本 千 秋 君
- 緒 方 勇 二 君
- 高 木 健 次 君
- 高 野 洋 介 君
- 内 野 幸 喜 君
- 岩 中 伸 司 君
- 城 下 広 作 君
- 西 聖 一 君
- 山 口 裕 君
- 瀧 上 陽 一 君
- 溝 口 幸 治 君
- 池 田 和 貴 君
- 吉 永 和 世 君
- 松 田 三 郎 君
- 藤 川 隆 夫 君
- 岩 下 栄 一 君
- 前 川 收 君

欠席議員氏名(5人)

- 高 井 千 歳 さん
- 西 村 尚 武 君
- 前 田 憲 秀 君
- 橋 口 海 平 君
- 坂 田 孝 志 君

説明のため出席した者の職氏名

- 知 事 木 村 敬 君
- 副 知 事 竹 内 信 義 君

知事はじめ、答弁いただく教育長、部長におかれましては、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、環境大臣と水俣・芦北地域経済団体との懇談の実施等についてお尋ねいたします。

今年は、水俣病公式確認から70年という節目の年になります。水俣病問題から真の解決を実現するためには、被害者の方々の救済とともに、水俣病の発生により疲弊した地域の再生、振興を図ることが極めて重要です。国と県においては、地域の声を把握し、地域の発展に向けた支援を引き続き実施していただくことが何より大事であると思っています。

令和6年6月定例会の吉永議員の質問において、環境大臣と水俣・芦北地域の経済団体との懇談会の開催を要望され、昨年5月、環境大臣と地元経済団体、首長などによる懇談の場が、国と県の共催で初めて開催されました。

地元からも強く要望されていた環境大臣との懇談会が実現し、出席者の皆さんも地元の思いを直接環境大臣にお伝えすることができ、貴重な機会であったとおっしゃっていました。

懇談の場は、地域の実情を国に伝える、大臣に直接に伝える貴重な機会であり、今後も引き続き開催していただきたいと思っています。

環境大臣には、5月に開催予定の水俣病犠牲者慰霊式に出席いただくとともに、ぜひ水俣にお越しいただき、地元の意見を丁寧に聴く場を設けていただきたいと思っています。

環境大臣の水俣訪問や大臣との懇談の場の設置については、今年度も機会あるごとに、木村知事、そして高野議長から環境大臣に要望されると伺っておりますが、今後もあらゆる機会を通じて国へ地元の思いを伝え、引き続き実現していただきたいと思いますが、この点について知事の

考えをお尋ねいたします。

そしてもう1点、今定例会に提案されている令和8年度当初予算案の中には、水俣病問題への対応についても予算計上されています。

中でも、環境首都水俣・芦北地域創造事業については、平成24年から、環境負荷をなくしつつ、経済発展する新しい形のまちづくりを目指して開始をされました。先ほども申し上げましたとおり、水俣病問題の解決には、水俣病で疲弊した地域の再生と融和、そして地域の活性化と雇用の確保の加速化が不可欠であります。

環境首都水俣・芦北地域創造事業では、地域の環境資源を生かした観光商品の開発、地域住民の交流拠点の整備、環境関連産業の育成、生態系に配慮した護岸整備など、様々な事業に取り組んでいただきました。これまでの取組により、水俣、芦北の地域づくりに大きく貢献してきたことは言うまでもありません。

国、環境省の補助が10分の8で、県や市町村の地元負担が10分の2という手厚い財政措置により実施されてきた環境首都水俣・芦北地域創造事業の予算額を今後も確保していくことは、水俣・芦北地域のこれからのにとって極めて重要です。この事業がなければ、水俣・芦北地域振興計画に掲げた取組も進みませんし、この予算が十分に確保できなければ、振興計画に掲げた事業は停滞をしてしまいます。

県におかれては、このような状況を踏まえ、環境首都水俣・芦北地域創造事業の十分な予算確保を国に対して強く働きかけていただきたいと思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

以上、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 荒川議員から、水俣・芦北地

域の振興について御質問いただきました。

まず、環境大臣と水俣・芦北地域経済団体等との懇談会についてお答え申し上げます。

経済団体等との懇談会につきましては、地元市町からの要望と、先ほど議員からも御指摘いただきましたとおり、一昨年の令和6年6月定例会における吉永議員の一般質問や県議会による国への要望の後押しを受けまして、国と調整を重ねた結果、昨年5月1日に、国と県との共催という形で初めて実現に至りました。

懇談会では、地元市町の首長、そして経済団体の代表の皆様から、水俣・芦北地域の振興に向けた思いと、交通網や施設の整備、産業振興への支援など、具体的な意見や提案が述べられました。当時の浅尾環境大臣は、その一つ一つに熱心に耳を傾けられ、丁寧に御回答していただきました。終始和やかな雰囲気の中で有意義な時間を過ごせたとの思いを私も持っております。

また、懇談会でいただいた御意見を踏まえまして、本年4月からスタートする第八次水俣・芦北地域振興計画の実施計画に具体的な施策を盛り込み、各省連絡会議において、県から国に直接提案するとともに、政策要望等を通じて、計画の推進に必要な支援についても要望してまいります。

経済団体等との懇談については、地元の皆様の思いを直接環境大臣に伝え、地域課題や今後の展望などを共有する大変貴重な場であると認識しており、今後も継続的に開催したいと考えております。そのため、今年1月に、高野議長とともに石原環境大臣と面会した際にも、懇談会の継続的な開催について要望させていただき、大臣から前向きな回答をいただいております。

引き続き、来年度以降の継続的な開催に向けて、国に働きかけてまいります。

次に、環境首都水俣・芦北地域創造事業につい

てお答えいたします。

この事業は、水俣・芦北地域における環境配慮型の産業振興や公共空間などの整備による地域振興及び地域経済の活性化を推進するものでございます。水銀フリーや脱炭素の取組の着実な推進を図りながら、地域住民の生活向上にも寄与する大変重要な事業であり、議員御案内のとおり、国から10分の8の財政支援を受けて実施しております。

昨年の懇談会においても、地元首長から、引き続き長期的な視点での支援に関する要望が出されるなど、大変ニーズの高い事業でございます。

これまで、不知火海の藻場再生や水俣駅前広場周辺整備、また、各市町の公共施設のLED化等のハード事業に加え、低炭素型観光の推進等のソフト事業への支援を行ってまいりました。

来年度は、芦北町体育施設などのLED化、それと地域の自然環境を生かした体験型コンテンツの造成などへの支援を予定しており、今定例会に関連する予算を提案させていただいております。

県としても、地元の皆様の思いをしっかり受け止めて、水俣・芦北地域振興計画に掲げた施策の実現に向けて、引き続き、十分な財政支援を継続していただくよう、国に要望してまいります。

以上です。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 昨年初めて開催された経済団体等と環境大臣との懇談会の場は、有意義な時間であったとの答弁をいただきました。また、今年1月には、懇談会の継続を高野議長とともに石原大臣に直接要望させていただき、前向きな回答が得られたとのことで、大変心強く受け止めております。

水俣病問題の真の解決とは、被害者の方々の救済とともに、被害を受けた地域が誇りを取り戻し、若い世代がこの地域に住み続けたい、新しい

ことに挑戦したいと思える地域へと再生していくことにあると私は考えます。

その意味でも、環境大臣との懇談の場は極めて重要です。地元の経済団体や首長、関係者の方が直接大臣に訴えかけるこの取組は、国の政策決定を動かす、もしくは後押しする大きな力になります。ぜひこの懇談会を継続的に開催し、単なる意見交換にとどまらず、具体的な事業化や予算措置、制度改善につながる実効性のある枠組みへと発展させていただきたいと思えます。

また、環境首都水俣・芦北地域創造事業については、環境配慮型の産業振興や公共空間整備を通じ、地域経済の活性化と住民生活の向上に寄与する極めて重要な事業であるとの認識を、改めて共有することができたことを心強く思います。

環境首都構想を掲げてきたこの地域が、脱炭素や水銀フリーの先進地域として全国に発信していくためにも、予算の確保だけではなく、予算の拡充と安定的な長期財源の担保が不可欠であります。

単年度要望にとどまらず、複数年を見据えた制度の枠組みや予算規模の維持、拡充について、より戦略的に国へ働きかけていただきたいと思います。

水俣・芦北地域は、環境先進モデルをつくる地域であるという強いメッセージを、知事自らが先頭に立って国に訴えていただくことを強くお願いいたします。

次に、第八次水俣・芦北地域振興計画に掲げた取組の推進について質問をいたします。

本定例会の高木県議の代表質問においても、一部議論されている部分もありますが、地元選出県議としての日頃の思いも含めて質問をさせていただきます。

昨年7月、令和8年度から令和12年度までの5

年間を計画期間とする第八次水俣・芦北地域振興計画が策定されました。策定に至るまで、県では、地元市町の意見を丁寧に聴き、つくり上げてこられました。これまで策定に関わってこられた全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

今年3月末で、現在の第七次計画の計画期間が終了いたします。第七次振興計画では、御立岬公園や芦北マリンパーク、つなぎ温泉四季彩などの整備が進み、また、水俣・芦北地域雇用創造協議会において、地域資源のブランド化や販路開拓などの取組が進められてきました。

そして、いよいよ4月から第八次計画がスタートします。また、タイミングを同じくして、今年には水俣病公式確認から70年の節目となります。

今定例会冒頭の議案説明において知事は、水俣・芦北地域の振興について、第八次水俣・芦北地域振興計画に基づき、地元市町と一体となつて着実に取組を進めると述べられました。

これまで、県では、昭和54年以降、七次にわたって振興計画を策定していただき、これまで47年間、振興計画に基づくハード、ソフト両面から取組を着実に進め、多くの取組が実を結んできました。

ただ一方で、ほかの地域に比べて、人口減少、高齢化が著しく、また、所得水準も低く、観光入り込み客数も少ないなど、水俣・芦北地域の振興はまだまだ道半ばであり、これから第八次振興計画に基づく取組が極めて重要となります。今後も引き続き、地域経済の活性化、持続的な地域社会の構築を実現し、水俣病の発生で疲弊した地域の再生に取り組む必要があると考えます。

水俣病公式確認から70年、そして第八次水俣・芦北地域振興計画の計画期間がスタートするこの時期に、第八次振興計画に込める思いと、計画期間の開始に当たって、計画に掲げる取組の推進に

に向けた意気込みについて、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 議員御紹介のとおり、県では、昨年7月に、令和8年度から5年間を計画期間とする第八次水俣・芦北地域振興計画を策定しました。

これまで取り組んできた第七次計画では、不知火海を生かした地域の活力と魅力の向上を重点施策として掲げ、ハード面では、御立岬のキャンプ場整備や水俣市立総合体育館の空調整備等に取り組んでまいりました。昨年10月には、つなぎ温泉四季彩の宿泊施設がリニューアルオープンするなど、産業振興、交流促進の拠点となる施設の充実が図られています。

ソフト面では、水俣・芦北地域のファンを獲得し、交流人口の拡大を図るため、タレントのさかなクンに、みなまた・あしきたギョギョギョ大使に就任いただき、水俣の海を題材としたアニメ、ハコフグとみなまたの海の製作やさかなクンが地域の魅力を紹介する動画の配信等を行いました。また、水俣・芦北地域と福岡市で開催したアニメ上映会やさかなクントークショーでは、計画期間中に延べ6,600名に参加いただくなど、水俣・芦北地域の魅力発信につながっています。

さらに、水俣・芦北地域雇用創造協議会が中心となって、和紅茶やマガキといった地域産品のブランド化や販路拡大、地域内事業者の人材確保の支援などに取り組み、地域を支える担い手の皆様の力を原動力に、魅力ある資源を生かした地域産業の活性化を推進しています。

これまでの取組により、産業振興や観光振興、交流人口の拡大に向けた基盤整備が進むとともに、地域の魅力発信や資源の磨き上げが着実に進展しており、ハード、ソフトの両面において成果

が現れてきています。

この成果をさらなる振興につなげていくためには、引き続き、県と地元市町で一体となって取組を進めていく必要があります。

来年度から新たに取り組む第八次計画では「地域資源から活力を創出し、環境と共生しながら持続していく地域づくり」を基本理念とし、重点施策に「地域の活力の創出と誇りの継承」を掲げています。これまでの成果や自然環境、そして人材を最大限に生かし、人口減少社会においても持続可能な地域づくりを行うとともに、水俣病の歴史と教訓を踏まえながら再生、発展してきた取組等を地域の誇りとして次世代につないでまいります。

具体的には、第七次計画までに整備した御立岬公園等をはじめとする地域振興拠点施設を活用し、新たな体験、交流型の観光プログラムやスポーツ大会、合宿誘致等を展開し、交流人口の拡大による地域の活力の創出に取り組めます。

また、人口減少や高齢化に伴う第一次産業をはじめとした地域産業を支える人材の不足に対しては、水俣・芦北地域雇用創造協議会が中心となって、多様な働き方につながる民間のサービスも活用しながら、地域内外から幅広い人材を確保するための仕組みの構築を目指します。

加えて、今年、水俣病公式確認から70年を迎えるに当たり、企業や学校等の環境学習旅行の誘致やさかなクンとのタイアップイベントの開催等を通じて、水俣病の教訓や不知火海をはじめとする水俣・芦北地域の魅力の全国に向けた発信にも、さらに力を入れてまいります。

引き続き、地元市町と緊密に連携し、地域の声に寄り添いながら、共に水俣・芦北地域の振興を進めてまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 第七次計画におけるハード、ソフト両面の取組が着実に成果を上げ、第八次計画では「地域資源から活力を創出し、環境と共生しながら持続していく地域づくり」を基本理念に掲げてスタートされるとの明快な答弁を心強く受け止めました。

第八次計画の5年間は、これまで以上に真価が問われる期間になると感じております。第八次計画が、地域の誇りを未来へとつなぐ計画となることを強く期待しております。

また、理念の共有にとどまらず、取組の成果を一つ一つ積み上げ、県民に見える形で示していくことが重要であります。地元市町と緊密に連携し、地域の声に寄り添いながら、水俣・芦北地域にとって持続的な発展への礎となることを期待いたします。

次に、本県の農林水産業を取り巻く課題を踏まえた来年度の取組について質問いたします。

本県の基幹産業である農林水産業について、知事は、知事選のマニフェストの中で「熊本の豊かな食文化を活かし、高付加価値化を進めることで、稼げる農林水産業を実現」するとされています。知事の任期も折り返しを迎え、後半2年間で、県はどのような農業施策を展開していかれるのでしょうか。

本県の令和6年の農業産出額は4,116億円で全国6位、34年ぶりに4,000億円を超える高水準となっています。本県の農業は、農産物の種類のバランスもよく、品質もよい全国有数の産地であり、知事は常々、日本一のポテンシャルがあるとされています。

一方で、農業を取り巻く環境は、高止まりする生産コストや頻発する気象災害、担い手の減少など、多くの課題が山積をしています。

一例として、農林業センサスという統計調査の

結果を見てみますと、本県の基幹的農業従事者は、この5年間で、5万1,000人から3万9,000人に、約1万2,000人も減少をしています。また、野生鳥獣による農作物被害は、この1年で5億3,000万円から6億8,000万円に、約1億4,000万円増加しています。

鳥獣被害対策については、地元農業者の悩みは深刻であるため、私も、これまで、一般質問の機会を通じて、広域での処理施設の建設などを度々訴えさせていただきました。その後、芦北地域では、県、市町村、JAなど、関係機関による協議会を立ち上げていただき、有効な鳥獣被害対策について議論が進んでいると聞いております。

また、水産業においては、特に漁船漁業は後継者確保が難しいなど、将来を心配する声も聞かれています。

これからも稼げる農林水産業を実現していくためには、生産現場の課題に寄り添いながら、課題の一つ一つを解決するための支援をさらに強化していく必要があると思っています。

そこで、県では、担い手の確保、鳥獣被害対策などの課題をどう認識されているのか。その上で、認識されている課題に適切に対応し、稼げる農林畜水産業を実現していくために、来年度、県ではどのような取組を進めていく方針なのでしょうか。今月末に御勇退される農林水産部長に、来年度事業を実施していく後輩職員に託す思いも込めて答弁をお願いいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 本県の農林畜水産業は、トマトやデコポン、ヒノキ、干しシイタケ、マダイ、タチウオなど、多くの品目の主産県として、我が国の農林畜水産業を牽引する重要な役割を担うのみならず、食料安全保障の確保にも大きく貢献しています。

一方、議員御指摘のとおり、担い手対策や鳥獣被害対策など、今後の農林畜水産業の維持、発展には多くの課題があることも認識しており、来年度も、これらの課題に対応するための取組を進めていくこととしています。

まず、担い手対策についてお答えします。

県では、農林畜水産業の担い手確保、育成を食のみやこ熊本県創造の要と位置づけ、親元就業をはじめとした就業希望者に対して、相談窓口の設置や就業体験、研修会の開催、就業に必要な資金や資材の支援など、切れ目なく取り組んでまいりました。

来年度は、これまでの取組に加え、農業分野では、構成員の高齢化が進む地域営農組織への支援、果樹園を次世代に引き継ぐ芦北地域のリリーフ園制度のような地域独自の取組へのサポートなどを強化することとしています。また、林業分野では、地域をリードし即戦力となる人材を育成するための林業大学校の機能拡充、水産分野では、若手漁業者向けの水産研究センターにおける研修の充実を図ることとしています。さらには、本県の一次産業の将来を担う小学生を含めた若年層への就業啓発や農林水産関係高校との連携強化など、担い手の確保、育成に向けた取組を加速してまいります。

野生鳥獣による農作物被害は、近年増加傾向であることに加え、令和6年度は八代・芦北地域でヒヨドリによる被害が急増するなど、要因も多様化しており、その対策は喫緊の課題となっています。

これまでも、野生鳥獣が生息しにくい環境整備などを地域ぐるみで行う「えづけSTOP!」対策を基本として、侵入防止柵の設置や捕獲、ジビエ利活用など、総合的な対策を推進しております。

来年度は、これに加え、捕獲確認アプリなどICTの活用促進や広域的な捕獲体制構築の検討、捕獲従事者に対する技術向上研修会の開催など、より効果的な取組を積極的に進めるとともに、捕獲した鳥獣の活用や処理についても関係者と連携して対応してまいります。

今後とも、徹底した現場主義の下、担い手の確保、育成や鳥獣被害対策などの課題を丁寧にお聞きするとともに、課題解決への道筋をお示しし、担い手の皆様が安心して生産活動に取り組める環境づくりを続けていくことにより、本県の稼げる農林畜水産業の実現につなげてまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 本県の農林畜水産業は、知事も常々言われているとおり、日本一のポテンシャルと伸び代があると私も思っています。それと同時に、食料供給はもとより、地域経済や地域社会を支える極めて重要な基幹産業です。

一方で、多彩な農林畜水産業がバランスよく生産される本県では、そのポテンシャルを生かし切れないという状況にもあります。食のイメージがある県ランキングや食事がおいしい県ランキングでは、47都道府県中いずれも25位程度で、全ての都道府県の中で真ん中辺りにあり、豊富な素材を生かし切れていない課題があります。

今後は、食のみやこ熊本県の創造に向けて、高付加価値化と販路拡大の取組をしっかりと進め、稼げる農林畜水産業の実現につなげていただきたいと思っています。

また、先ほど申し上げましたように、担い手の減少や鳥獣被害の拡大など、生産現場では依然として厳しい状況が続いており、特に中山間地域では、農地を守ることも体が難しくなりつつあるという切実な声も聞かれます。

県におかれては、木村知事が基本にされている

現場に課題があるという姿勢を徹底され、ぜひ現場の声にこれまで以上に耳を傾ける現場主義を徹底していただきながら、地域の実情に応じたきめ細かな施策を進め、担い手の皆様が、将来に希望を持って農林畜水産業に取り組む意欲の高まる環境づくりを一層進めていただくことを期待いたします。

次に、学校給食費の負担軽減に伴う県の取組について質問をいたします。

御承知のとおり、令和8年度から、全国の公立小学校で学校給食の抜本的な負担軽減いわゆる給食無償化が開始をされます。子育て世帯の経済的負担軽減を目的に、所得制限なしで1人当たり月額5,200円の基準額を国と県が2分の1ずつ負担し、自治体に補助する仕組みです。

これまでは、学校給食の負担軽減については、自治体の取組によって差がありましたが、今後は、全国の公立小学校において、一律に負担軽減されることとなります。これは、子育て世帯への経済的支援としても画期的なことであり、また、地域の個性ある食育の充実に向けても、大きなアクセラとなり得るものと思います。

学校給食は、市町村が実施主体として進めているものであり、そもそも細かい点は市町村ごとに決定されています。県内では、給食で提供する米や野菜に地元産の物を使用したり、オーガニック野菜を取り入れたりする市町村も見られるなど、地産地消や特色ある給食を積極的に行う市町村が多くあります。

このような取組は、地元のおいしい食材を四季を通じて味わうことの尊さ、そして郷土愛を育むことにもつながり、学校現場での食育の機会として、とても大切なことだと思います。

県で調査された県内市町村の給食費は、現在、1か月当たり4,300円から5,700円まで市町村ごと

に幅があります。

そこで、この議論で大事になるのは、単に給食費を無償化するのではなく、子供たちの成長のために、よりよい給食を提供すること、そして、栄養価の高いおいしい給食をいかに提供していくかという本来の目的をしっかりと踏まえて進めることだと思っています。

今回、国の補助基準額が1か月5,200円となりましたが、一方で、市町村がこれまでどおり創意工夫をし、子供たちのために、よりよい給食、地元産品で栄養価の高い特色あるおいしい給食を提供し続けるために、仮に国の補助基準額より高い月6,000円が必要となる場合にどうするのか。

市町村によっては、特色ある給食を断念する自治体、すなわち月5,200円で提供可能な給食を提供する自治体があるかもしれません。または、6,000円かけて、市町村の追加負担が生じても、よりよい給食を提供すると考える市町村もあるかもしれません。

その際、今回、国の補助制度が導入されたことによって、結果的に、これまで提供していた給食から質が落ちてしまうことになってはならないと思っており、その点私は大変危惧をしております。

私は、小学校、そして中学校のときも、給食の時間がとても楽しみでした。毎日の給食がとてもおいしかった思い出しかありません。

公立小学校における学校給食費の負担軽減にとどまらず、中学校を含めた義務教育段階における負担軽減の実現に向けても、今後、県として、国への要望などを含めて、引き続き取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、これまで学校給食の無償化に向けて行ってきた国への要望などの取組の内容についてお尋ねするとともに、今後、学校給食の

質の確保や学校における食育の充実のために、県としての支援をどのように進めていくのか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、国への要望等を含むこれまでの県の取組についてお答えします。

昨年12月、国は、子育て世帯への支援を強化する観点から、自治体の支援を通して保護者負担の軽減を図ることを目的に、小学校段階での学校給食費の負担軽減の方針を示しました。

この国の方針について、県内市町村から、予算の制約による給食の質の低下を危惧する声や中学校にも早急に導入してほしいといった意見が出されました。

そこで、県教育委員会では、市町村の意見を取りまとめ、本年1月27日、文部科学大臣に対し、実態に即した基準額の設定、学校給食の質と量の確保並びに地産地消など地域の特色ある取組を維持するための交付金の充実、中学校についても速やかに検討することなどを、知事との連名で直接要望したところです。

次に、学校給食の質の確保や食育の充実についてお答えします。

議員御指摘のとおり、学校給食の質の確保や食育の推進は、子供たちが健やかに成長するために大変重要であると認識しています。

そこで、県教育委員会としては、国の学校給食費の負担軽減に伴い、来年度から、県内全域の給食実施校を対象に、県独自で学校給食の栄養摂取状況調査の実施を検討しています。その結果を分析し、栄養教諭等への研修を充実させながら、給食の質の確保に努めるとともに、県産食材を活用した給食や食育教材の開発を行うなど、食育の充実に向け、引き続き市町村を支援してまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 給食の質の確保に向けて、県独自に栄養摂取状況調査を検討されているということは、大変意義のある取組だと思います。無償化が目的化し、その結果として給食の質が事実上抑制されてしまうような状況が生じてはいけません。子供たちにとって給食は、単なるお昼御飯ではなく、成長を支える栄養の源であり、郷土の味を知る機会、そして何より毎日の学校生活の中の楽しみでもあります。

仮に、国の基準額5,200円という枠組みが、事実上の上限のように受け止められ、市町村が創意工夫や地産地消の取組を縮小せざるを得ないような事態が生じるとすれば、それは本末転倒であります。

県が実施を検討されている栄養摂取状況調査は重要ですが、調査にとどまらず、しっかりとその後の状況をモニターしていただき、仮に質の低下や格差の兆候が見られた場合には、県としてどのように補完し、支えていくのか、その具体的な支援策の方向性も、今後明確にしていきたいと思っております。

無償化が、質の低下ではなく、質の向上につながる制度となるよう、県の主体的な関わりと継続的な支援を強く要望いたします。

次に、障害者支援施設で働く人材の確保について質問をいたします。

今定例会冒頭の議案説明の中で、知事は、熊本で働く外国人材については、各種産業における人材確保に向けた取組を支援すると述べられました。

私は、障害者支援施設を運営されている方から、必要な介護人材の確保が難しい、どうにかならないだろうかという悩みの声をよくお聞きします。

地元の県立芦北高校には福祉科がありますが、定数30人に対して、3年生は14人と少なく、例年このような状況が続いており、安定して介護人材を輩出することが難しい状況にあります。

そこで、施設では、現在、外国人技能実習生などを受け入れているのですが、このような実態は、県内どの地域にでもあるのではないのでしょうか。

その上で、今現場の喫緊の課題は、外国人材への支援についてです。

まず、技能実習生として日本に来て就業した方の場合、就業期間3年、最長でも5年の間、一生懸命頑張って技能を習得され、そして期間終了後には習得した技能を本国に持ち帰り、本国で活躍されます。

また、特定技能介護の在留資格で日本に来て就業された方も、通算5年で帰国となります。

ただ一方で、日本が好きになった、育ててもらった日本で引き続き事業所に恩返しをしたいなど、在留期間終了後も日本で頑張りたいという方がいるのも事実です。また、事業所経営者としては、人手不足という実態があるため、引き続き残って戦力として活躍してほしいという切実な思いもあります。

しかしながら、技能実習生または特定技能としての在留期間が終了するまでの間に、介護福祉士国家資格の試験に合格しなければ、在留期間終了後に引き続き日本で働くことができないという事情を抱え、せっかく育成した介護人材を失ってしまうこととなります。

また、介護福祉士の資格を取得すれば在留期間の制限はなくなりますが、試験は日本語で行われるため、技能実習生にとっては、介護専門職としての知識を高めること以前に、日本語能力を高める必要もあり、働きながら学びを深めるためには

相当の御苦勞があるようです。

高齢者支援のための外国人材の育成、確保については、資格取得に向けた学習支援や住居確保支援など、国の施策に基づいた県の取組があります。

今定例会に提案されている来年度当初予算には、外国人介護人材住居借上支援事業が計上されています。介護人材の確保は喫緊の課題であり、外国人材の重要性が一層高まっているとの課題認識の下、国の地域医療介護総合確保基金を活用し、外国人材を雇用する高齢者施設が借り上げる住居の家賃を補助するというものです。

高齢者施設には、このほかにも、この基金を財源にして、外国人材の育成、確保に対する支援事業が講じられていますが、障害者支援施設に対しては、現在、国の補助を財源にした基金がないためか、何の支援もなく、その支援の在り方に差があります。

地域において、福祉、介護職員を必要とする福祉サービスを、一定程度維持していくことは大変重要であり、福祉、介護人材の育成、確保という広い視点に立てば、それが高齢者のためであろうと、障害者のためであろうと、その必要性は同じはずです。県単独での事業実施が難しいとしても、障害者支援施設に従事する福祉、介護職員の処遇改善や、さらには外国人材の確保に向けた支援策も検討し、国に要望をするべきだと考えます。

特に、外国人材の住居確保支援は、人口減少が進む地方部においては、外国人材を確保し定着を図っていく上では併せて考えていくべき大事なことであると思います。

郡部の地域においては、都市部よりも少子高齢化が加速化している状況の中で、今後の福祉サービスの維持は深刻な課題となっていますが、県は

どのような認識でおられるのでしょうか。

また、外国人材の確保に関して、そもそも障害者支援施設と高齢者支援施設で取り巻く状況、課題に違いがあったり、それぞれ今後の在り方に何か違いがあったりするのでしょうか。

障害者支援施設においても、高齢者施設と同様に、外国人材に対する何らかの支援を実施できないものなのでしょうか。

障害者支援施設における人材確保に向けて、県の取組と今後の方向性について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 障害、介護分野にかかわらず、これらの福祉サービスの維持に当たっては、人材の不足や他産業との賃金格差の解消などが共通の課題としてあり、特に地方においては、若者の都市部への流出も進み、本県でも一段と厳しさを増していると認識しています。

このような中、医療及び介護分野では、平成26年度に創設された地域医療介護総合確保基金において、外国人材の確保、受入れ環境の整備等に向けた取組を国がメニュー化しており、高齢者施設の介護に直接携わる外国人材が増加してきました。一方、障害分野においては、外国人材の確保、受入れ環境の整備等に活用できる国の補助メニューが一部しかないといった違いがあります。

実態としては、障害分野においても外国人材に対するニーズは高まっており、県内の障害者支援施設を対象に調査した結果、令和8年2月1日現在、63施設のうち19施設で合計80名の外国人の方が雇用され、その数は職員全体の5%を占めています。

これらの状況を踏まえ、昨年秋の政府要望において、介護分野と同様の補助制度の整備を要望したところであり、今後さらに現場の実情やニーズ

を把握し、障害分野における制度の充実を求めてまいります。

なお、本県の総合的な人材確保、定着に向けた取組として、これまでも国の制度を活用し、職員の賃上げ等の処遇改善に向けた支援や現場の負担軽減、業務効率化につなげるためのICT、ロボット導入支援などに取り組んでまいりました。

昨年11月の定例会で議決いただいた国の経済対策を受けた福祉職員等の賃上げに向けた事業では、令和7年12月から6か月間、職員1人当たり月1万円相当を支援することとし、先月から申請受付を開始したところです。

あわせて、熊本県社会福祉協議会と連携し、施設側と就業を希望される方とのマッチングを行う無料職業紹介のほか、人材確保に向けた施設の優れた取組の紹介も行っています。

県としては、今後も障害者支援施設が安定的に運営され、障害のある方が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、人材確保に向けた取組をはじめ様々な支援をしっかりと行ってまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 障害分野、介護分野に共通する人材不足の深刻さ、そして地方における状況の厳しさについて、県として強い危機感を持っておられることは理解をいたしました。

高齢者支援施設では、基金を活用した住居支援など具体的な支援メニューがある一方、障害者支援施設では、同様の制度がなく、結果として現場が自助努力に委ねられている現状があります。

現場で働く職員の役割、そして支えられている利用者の権限に高齢者か障害者かという違いはありません。人材確保の必要性に差や違いがない以上、支援制度の在り方にも差や違いがあってはならないのではないのでしょうか。

国の制度の制約があることは私も承知の上で、繰り返しになりますが、熊本で働く外国人材については、各種産業における人材確保に向けた取組を支援するという知事の議案説明にもあったように、県としても、制度創設を待つだけでなく、障害者支援施設と高齢者支援施設に対する支援の在り方の差や違いの部分但至少でも埋めるための一歩踏み込んだ対応策の実行をお願いいたします。

次に、地域における移動交通手段の確保に向けて質問をいたします。

現在、本県のみならず、全国の大部分の市町村において、人口減少が急速に進行しております。特に中山間地域や沿岸部の地域では、若年層の流出と少子高齢化が同時に進み、地域社会の担い手不足が深刻化しています。

総人口の減少に加え、生産年齢人口の減少は、地域経済や医療、福祉、教育、さらには公共サービスの維持そのものに大きな影響を及ぼしております。これは、単なる数字の問題ではなく、地域で暮らし続けられるかどうかという住民一人一人の生活基盤に直結する課題であります。

このような中、路線バスの運転手不足や利用者の減少などで採算が取れず、バス路線の廃止や減便につながり、日常生活を支える移動手段の確保が町民の暮らしに直結する大きな課題となっております。

私の周りでも、自家用車の運転が難しくなった高齢者を近所の住民が病院や買物へ送迎している姿をよく目にします。地域の助け合い、共助による移動支援に支えられている面もありますが、高齢者のみの世帯が増える中で、地域公共交通は重要なサービスであり、地域の住民が今後も引き続き不自由なく生活していくためには欠かせないものとなります。

一方で、今日においては、もはや路線バスのみで住民の移動手段を確保できるものではありません。路線バスやタクシーをはじめ、これからは幅広く、例えばスクールバスやデイサービスなどの福祉車両なども含めて、それぞれの持つ稼働可能な時間の中で、空いている時間がないのか考えていくべきだと思っています。もし空いている時間があれば、それぞれが持つ空いている時間を組み合わせ、何か地域公共交通の新しいモデルとなるものができないのかという視点でアイデア出しをしていくことが重要です。

先月、2月20日、県では、市町村や企業が所有する医療、教育、福祉などの業務車両を住民の移動手段として有効活用するため、県内7市村とともにプロジェクトチームを立ち上げられたと聞いています。今後の活発な議論を期待したいと思います。

また、芦北町では、既に「ふれあいツクールバス」というものを実施しています。一つのバスを小学校の登下校時はスクールバス、それ以外の時間帯はコミュニティ交通として運行され、児童生徒だけではなく、高齢者や車を所有していない町民の方の移動手段としても有効活用されています。昼間はAIオンデマンド交通、夜間は公共ライドシェアの実証実験を行うなど、先進的な取組も行っており、すごく便利になったと住民の方からも好評を得ています。

そこで、今定例会には、予算案として新たにコミュニティ交通活性化総合交付金事業2億4,000万円が提案されていますが、県では、現在、各地域、特に都市部を除く地域における住民の移動手段の実態について、どのような認識を持ち、どのような課題があると考えられているのでしょうか。その上で、その課題を解消するために、どのような対策を講じていくつもりなのでしょうか。

今回新たに予算計上されている事業を含め、具体的にどのように進めていくお考えか、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 人口減少の急速な進行に加え、近年の運転手不足や物価高騰により交通事業者の事業縮小、撤退が発生し、各地域ではバス路線の減便、廃止が進むなど、移動手段の確保が課題となっています。

特に、都市部を除く地域では、交通事業者によるサービス供給が限られることから、交通空白の発生やコミュニティ交通の利便性低下などが生じています。さらに、公共施設や商業施設等の統合、集約が進み、広域での移動需要が高まるなど、地域で暮らし続けられる前提となる移動手段の確保がより一層重要な課題となっています。

そこで、これらの課題に対応するため、現在策定中の次期熊本県地域公共交通計画では、誰一人取り残されず、行きたいときに行きたいところへ行くことができる社会の実現を目指し、各地域における目指すべきサービス水準の設定やコミュニティ交通の利便性を高める取組を進めることとしています。

今後、各交通モードについて目指すサービス水準を設定する過程への伴走支援を行うほか、広域連携や他分野との連携など、地域課題の解決に向けた優れた取組を進める市町村への重点的な支援を行うコミュニティ交通活性化総合交付金の創設を予定しており、今定例会に関連予算を提案しています。

また、議員御紹介のとおり、本年2月には、交通部局に加えて、健康福祉、観光、教育部局が連携して、地域の移動手段を確保、改善する取組を進めることを目的とした地域輸送資源フル活用推進プロジェクトチームを設置しました。

このプロジェクトチームでは、福祉施設の送迎車両やスクールバスなど、交通事業者以外が所有する車両の空き時間を活用した取組などについて、実現可能性を議論するとともに、今後そのような取組を進める市町村への支援の在り方などについても検討してまいります。

さらに、限られた人材で多様化する移動ニーズに応えていくためには、コミュニティ交通の運営の効率化を図る必要もあります。このため、AIオンデマンドシステムなどのデジタル技術の活用も視野に入れた地域の実情に応じた支援についても検討してまいります。

県としては、これらの取組を通じて、誰もが自分の住みたい地域で暮らし続けられるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 地域公共交通を取り巻く現状は、運転士不足や交通事業者の事業縮小などを背景に、特に都市部以外の地域において交通空白が生じていると言われており、まさに私たちが日頃から地域で実感をしています。

そのような中で、県において新たな交付金制度を創設し、市町村の取組を重点的に支援していること、また、部局横断のプロジェクトチームを設置し、医療、福祉、教育など、様々な分野と連携した検討を進めていくとの方針は、大変重要な取組であると受け止めています。

一方で、地域の移動手段の確保については、それぞれの地域ごとに置かれている状況が大きく異なります。路線バス、タクシー、スクールバス、福祉車両など、既に地域に存在する様々な資源をどのように組み合わせしていくのか、まさに地域の実情に応じた柔軟な発想と支援が求められると感じています。

執行部におかれては、先進的な取組も参考にし

ながらも、熊本県から全国にモデル的な取組を発信していくという意気込みを持って、各市町村がそれぞれの地域に合った交通モデルを構築できるよう、引き続きしっかりと支援していただくことを期待いたします。

最後に、津奈木町における廃棄物焼却施設の建設計画について要望をいたします。

現在、津奈木町において廃棄物焼却施設の建設が計画をされています。この施設では、医療機関や介護施設などから出されるおむつや注射器などの焼却が主な目的と聞いております。

建設に当たっては、大気汚染物質の排出や水質の汚濁、大型運搬車両の通行など、生活環境や事業活動への深刻な影響が懸念をされています。

また、建設予定地周辺は、町の基幹産業であるかんきつ栽培や水稲栽培、環境または健康に配慮した農業が盛んな地域であり、令和6年には、皇居に献上する米、いわゆる献穀米を育てる水田に選ばれた農地も含まれるとともに、日本最南端の酒蔵、亀萬酒造で使用する酒米「山田錦」も生産されています。

地元住民は、このような状況を聞くにつれ、これまでの平穏な生活環境が脅かされるのではないかと大きな不安を抱え、この場所の選定は企業の質を疑わざるを得ないという声も耳にしています。

昨年12月には、津奈木町議会から、高野県議会議長宛てに、地方自治法に基づく意見書が提出されるとともに、先月24日には、津奈木町議会、区長など住民の代表から、県及び県議会に対して切実な要望が出されました。

そこで、私からの要望です。

施設の建設に対しては、設置事業者としてきめ細かに丁寧な対応が求められると思っています。

津奈木町における廃棄物焼却施設の建設計画に

ついて、住民の心配、不安の声に対して、事業者から、その不安を払拭するような科学的根拠に基づいた十分な説明がなされない限り、建設を許可するべきではないと考えます。

許可権者である県におかれましては、施設建設の許可要件にもあるように、周辺環境に配慮されているかという点をいま一度しっかりと見極め、賢明な判断をいただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、私の質問及び要望は全て終了いたしました。

国際情勢もこの1週間で大変緊迫をしております。我が国の経済も物価高や先行きが見通せないなど厳しい状況にあります。

こういった中において、私は、地方行政に携わる県議会議員として、しっかりと腰を据え、地域の皆様が安全で安心した生活ができ、また、若者が希望を持って生活できる地域の創出、そして県政の発展に、これからも誠心誠意全力で取り組んでまいります。

御清聴誠にありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時9分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩中伸司君。

〔岩中伸司君登壇〕(拍手)

○岩中伸司君 新社会党の岩中です。これまでの質問、代表質問3名の方、先ほどの一般質問もそうですが、すばらしい質問ばかりで、非常に私自身、本当にああいう質問ができるのかなという心配をしながら壇上に立たせていただきました。

最近のこの状況は、先ほども触れられましたけれども、非常に危ない世の中になっているなというふうなことを思います。国内もそうですけれども、アメリカの動き、イスラエルと一緒にイランを爆撃してずっと続いて、中止かなと思ったらまた輪をかけて、今朝のニュースでしたか、小学校にそういう爆弾が落とされた。

よく考えたら、戦争というのは、小学校だろうが、私のような年寄りだろうが、何も関係なく攻撃してくるのが戦争。だから、私は戦後生まれです。こうしても戦前じゃないです。戦後生まれですけれども、戦前の状況は、いろいろな人に聞いたりして、悲惨な状況がたくさんこの日本でもあった。その後、絶対に戦争だけは起こしちゃならぬということで、今の憲法ができたんですね。

ですから、特に私のようなちっちゃな党では力になりませんが、熊本県議会は自民党の方々が圧倒的多数ですね。そういう人たちに、ぜひこの憲法を守って、一緒に平和な社会をつくっていくために力を尽くしていただきたいな、このような思いをしているところです。ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

まず1番目に、水俣病被害者救済についてお尋ねをいたします。

水俣病が公式に確認されてから、今年5月で70年という節目を迎えます。この長い年月の間に、多くの方々が健康を損ない、平穏な暮らしを奪われました。私たちは、この歴史の重みを片時も忘れることなく、残された課題の解決に向けて真摯に向き合わなければなりません。そうした観点から、知事に2点、環境生活部長に1点質問をさせていただきます。

まず第1点目は、現行制度の枠組みから漏れている方々の救済についてです。

前回の質問でも指摘したとおり、救済を待ち望んでいる方々にとって、時間は決して十分にあるわけではありません。こうした中、昨年国会に提出された水俣病救済新法案は、これまでの救済策では対象とならなかった被害者や潜在的な被害者も含めて、より幅広い救済を目指すものでした。

この法案は、医学的知見に基づきながら、居住地域や年代といった一律の壁を乗り越えようとする一つの明確な方向性を示すものであったと考えます。

具体的には、国の責任において給付金などを支給することや、メチル水銀の暴露地域や年代の拡大、恒久的な救済措置の提供、そして住民健康調査の実施と結果の丁寧な説明などが盛り込まれていました。

残念ながら、衆議院の解散により廃案となりましたが、そこに掲げられた全面救済や申請期間の撤廃といった理念は、今もなお解決を待つ方々にとって大きな希望となっていたはずで

す。廃案になったとはいえ、この新法案が示した救済ルールの転換という方向性や理念について、知事としてどのように受け止め、今後の県政や国への要望にどう生かしていこうと考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、第2点目として、認定患者への支援についてお伺いいたします。

環境省が、2026年度予算案において療養手当の増額などを盛り込んだことは、本県が現場の声に耳を傾け、国に対して粘り強く要望を重ねてきた一つの大きな成果であると受け止めています。

しかしながら、被害者の方々は著しく高齢化されています。現在直面しているのは、金銭的な支援の問題だけではなく、日々の暮らしを支える介護や福祉、そして健康管理など、より生活に密着した課題が深刻化しています。特に、水俣

病特有の症状を抱えながら高齢期を過ごすことの困難さは察するに余りあります。

この節目を機に、県として金銭的支援にとどまらず、高齢化する認定患者の皆様が直面する介護、福祉の課題に対し、より踏み込んだ実効性のある生活支援策を打ち出すお考えはないでしょうか。地域で安心して暮らせる体制をどう構築していくのか、知事の考えをお伺いいたします。

次に、環境生活部長に1点お伺いいたします。

水俣病問題の正しい理解と風化防止についてお尋ねいたします。

県が市町村職員向けに研修を実施してきたことは、行政サービスの質の向上において大変重要です。しかし、被害者の方々への偏見をなくし、この問題を風化させないためには、周知の対象をさらに社会全体へと広げていく必要があります。

そのための一つとして、県内の経済を支える企業に対し、社員研修などの機会に、水俣病問題を積極的に取り入れるよう促すべきではないかと考えます。企業がこの歴史を正しく学び、人権意識を高めることは、社会全体の理解を深める大きな一歩になるはずです。これに対する具体的な方策はあるのでしょうか。

また、被害の実態を最もよく知る熊本県として、県内外の若い世代や大都市圏に対し、SNSなどのデジタル媒体も活用しながら、水俣病は決して過去のものではなく、現在進行形の課題であるという認識を広めていくための戦略をどう描いているのでしょうか。環境生活部長にお聞きいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 岩中議員から、水俣病被害者救済についてお尋ねいただきました。

まず、廃案となった法案への受け止めと今後の県政や国への要望への生かし方についてお答え申

上げます。

昨年6月に国会に提出された法案が、衆議院解散に伴い廃案になったことは承知しております。法案は、国会で議論されるべきものであり、成立に至らなかった法案について、県としての所見をお答えすることは差し控えてさせていただきます。

一方で、これまで県では、離島加算や療養手当の増額について、何度も国に要望し、実現に結びつけてきました。

今後も、これまでの水俣病の歴史を踏まえながら、丁寧、着実な認定審査の実施や患者被害者と御家族の方々の安全、安心な暮らしの確保、偏見、差別の解消、地域振興や再生、融和などに国と連携して取り組んでまいります。

次に、認定患者の方々への支援についてお答え申し上げます。

県では、高齢化が進み、御心配な思いを抱き抱えながら日々暮らしておられる患者、御家族の皆様の下、県の担当職員ができるだけ出向いて、顔の見える関係性を築いてまいりました。

私自身も、慰霊式の前には、胎児性・小児性の患者や支援者の方々と面会し、直接お話を聞かせていただいております。

このような中で、遠方の医療機関への通院を必要とされる方が増えている実情を踏まえ、そのための移動支援を来年度から実施したいと考えております。

これまでも、皆様からの御要望を踏まえ、福祉サービスの充実やグループホームの整備などに取り組んでまいりました。

引き続き、皆様のお声を丁寧にお聴きしながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、国や関係市町、地元関係者の方々と連携し、きめ細かな支援に取り組んでまいります。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) 水俣病問題の正しい理解と風化防止についてお答えします。

まず、県内企業に対する啓発促進については、水俣病の教訓を次世代に継承し、同じ過ちを二度と繰り返さないためにも、民間企業の社員教育等で水俣病問題を取り上げていただくことは大変重要であると考えております。

昨年、民間企業や県内市町村が、水俣病に関する誤った情報を発信したことを受け、県としても、本年1月に市町村職員を対象とする現地研修を初めて実施し、水俣病語り部の方による講話や水俣病資料館、JNC水俣製造所の見学等を通じ、水俣病の教訓の継承と職員の意識向上に取り組んだところです。

来年度からは、県内民間企業も対象とする新たな研修を開始することとしており、多くの企業等において水俣病の教訓を人材育成に生かしていただけるよう取り組んでまいります。

また、県内外の若い世代や大都市圏への情報発信については、水俣病原点の地とされる百間排水口に関し、メチル水銀を含む工場排水が流されていた当時の様子を、VR技術も活用したCG映像として再現し、動画で配信するなど、デジタル技術を活用した県内外への情報発信にも努めています。

来年度は、公式確認70年を契機とするシンポジウムをライブ配信するなど、SNSを含む様々な広報ツールの活用も検討しています。

県としては、様々な媒体や手法を活用しながら、引き続き、水俣病の教訓や経験を広く国内外に発信してまいります。

[岩中伸司君登壇]

○岩中伸司君 前向きな答弁をありがとうございます。

知事の答弁では、先ほど、離島加算や療養手当

の増額について、これまでずっと国に要望しながら実現に結びつけてきた、これまでの経過も成果が上がっているというふうに思います。今後も、さらにいろんな取組を強めていくという答弁がございまして、ありがたいことだな、さらにそれをもっと強化していただきたい、そのように思います。

来年度から民間企業も対象にする新たな研修を開始すると部長の答弁もございました。

水俣病問題は、現在も大変重要な課題を持ったものですので、ぜひ執行部としても、今後も全力で取り組みながら、本当に暮らしやすいまちをつくっていただきたい、このように思います。

それでは、次の2番目の川辺川ダム建設問題についてお尋ねをいたします。

川辺川ダム建設計画は、2008年に当時の蒲島知事が白紙撤回を表明しましたが、2020年の水害を受けて、国に対して、穴空きの流水型ダムとして建設を要望しました。通常は水をためず、豪雨時にのみ水量を調整するという形式です。

国は、川辺川ダム建設の方向性を示し、事業が進められようとしています。しかし、近年の豪雨災害の特徴は、従来の想定とは大きく異なっています。

特に、線状降水帯による集中豪雨は、降雨地点が局地的で、ダム周辺に雨が降らなければ治水効果が十分に発揮されないとの指摘があります。

また、線状降水帯は発生予測が難しく、ダム操作の判断が遅れば、期待される治水効果が得られない可能性も指摘されています。

つまり、ダム建設の前提となっていた広域的で予測可能な豪雨という気象条件そのものが、既に現実と乖離しつつあります。

川辺川を守る県民の会の集會に山形よりズーム参加の現地の人から、穴空きダムの事例報告があ

りました。

山形県の最上小国川の穴空きダムは、2020年に運用が開始され、高さが33メートルという川辺川ダムの3分の1ぐらいで、河床勾配は72分の1です。それで上流で護岸が崩れることがあります。200年前のカルデラが崩壊して流れてきます。洪水になると、ダムはダム湖をつくりませんが、そのダム湖より上流側では泥が一切たまってなくて、砂しかたまっていない状況です。それがダム湖に入ると、細かい砂はダムに入ったところでとどまります。一方で、ダムの底を流れた泥は、洪水になったときは上流から流れてきてダム湖の流域にたまります。それから水は引いていきますが、泥はたまり、下流には運ばれていかないということが実証されました。ダム湖の上流と下流にいろいろ影響を与え、汚すということが明らかになりました。これが100メートルもあるような大きな川辺川ダムでは、河床勾配が110分の1という極めて緩いところになると、川底の環境が劇的に変化すると思います。川辺川ダムは絶対に造るべきではないと思っていますと、山形から流水ダムの現状を報告されています。

一方で、森林整備、田んぼダム、遊水地、河道掘削など、いわゆる緑の流域治水は、降雨地点が偏っても分散的に効果を発揮し、操作の遅れといったリスクもありません。国費も多く投入されており、県としても積極的に進めています。

しかし、現行の治水計画はダムありきで構成されており、ダムが十分に機能しない可能性があるにもかかわらず、計画全体の再検証が行われていないという問題があります。

そこで、木村知事に3点伺います。

1点目です。

線状降水帯など予測困難な豪雨が主流となる中、川辺川ダムが十分な治水効果を発揮できない

可能性について、どのように評価しているのでしょうか。

2点目ですが、ダム操作の遅れや降雨地点の偏りなど、ダム特有のリスクが顕在化している現状を踏まえ、ダム建設の前提条件が崩れているのではないのでしょうか。県として再検証を国に求める考えはあるのでしょうか。

そして、3点目ですが、緑の流域治水は、国費も多く投入され、分散型で現状の豪雨に適した対策であると思います。ダム建設を前提とせず、緑の流域治水を中心としたダムによらない治水を再度選択肢として検討し、ダム建設の中止を国に求める考えはないのでしょうか。

以上、木村知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 岩中議員から御質問いただきました。ちょっと丁寧にお答え申し上げ、多少長くなりますが、お許してください。

まず、ダムの治水効果についてお答え申し上げます。

球磨川流域は、約8割の面積を森林が占めており、山地に降った雨が、すり鉢状の人吉・球磨盆地に集まり、盆地中央部を東西に流れる川辺川と合流する地形となっています。また、人吉水位観測所から上流の河川の長さ及び流域面積では、川辺川と球磨川でほぼ同程度となっています。

令和2年7月豪雨をはじめ、これまでの球磨川流域に被害をもたらした洪水では、人吉市上流の合流点において、川辺川と球磨川の水位がほぼ同時にピークに達し、人口が密集している人吉市をはじめ、中流域、下流域の広範囲で甚大な被害が発生しております。

このことから、球磨川流域では、川辺川の水を一時的にため、流量がピークになる時間をずらす、そして流量を減らす対策が有効とされていま

す。

新たな流水型ダムは、川辺川流域の約470平方キロメートルに降った雨を一時的にためることができます。この470平方キロメートルという面積は、球磨川流域全体約1,880平方キロメートルの25%程度を占め、阿蘇外輪山の約380平方キロメートルよりも広大でございます。

新たな流水型ダムの洪水調節によって、令和2年7月豪雨のような大雨の際に、ダム下流から河口までの全域にわたり、ピーク時の水位をおおむね1メートルから3メートル低下させることができます。

新たな流水型ダムの洪水調節が治水効果を発揮することは、球磨川水系学識者懇談会において、専門的な観点から確認されており、球磨川流域の氾濫リスク、被害を軽減すると、私は考えております。

次に、ダム建設の前提条件についてお答え申し上げます。

令和2年7月豪雨では、球磨川流域の各地点において、観測史上最大の降雨量、最高の水位が確認され、流域を中心に大きな被害をもたらしました。

そのため、まず、国や流域市町村とともに、被害の状況、観測雨量、河川の観測水位、氾濫の形態、初動対応などについて、科学的、客観的な検証を行いました。

その後、球磨川水系河川整備基本方針が、令和2年7月豪雨をはじめとする球磨川流域で過去に発生した複数の降水パターンや、将来の気候変動の影響による水害の激甚化、頻発化を踏まえたものへと見直しをされました。

この基本方針に沿って、新たな流水型ダムを含む球磨川水系河川整備計画が、令和4年8月に策定されました。

計画策定に際しては、パブリックコメントや公聴会でいただいた御意見を反映し、学識者懇談会において、専門的観点から科学的、客観的に確認を行っております。

また、この新たな流水型ダムは、その構造や操作方法に関して、様々な科学的、技術的検討が進められています。

例えば、1つ目には、ダム地点の放流量を毎秒200トンまで抑えることで、遊水地などの他の施設による洪水調節と合わせて、人吉地点のピーク流量を河道への配分流量である毎秒4,000トン以下にし、洪水被害の防止、軽減を図ることができます。

また、2つ目には、河床部放流設備、いわゆる穴空きダムの穴ですね。その穴の底面、底の面の高さの設定に当たっては、下流河川の早瀬の高さと同等の高さに設定して、水深を確保いたします。これによって土砂環境の連続性や生物の移動経路を確保することができます。

3つ目に、水をためた後、濃い濁りが極力発生しないよう、下流の安全性を確保しながら、ためた水を速やかに放流し、ダム上流の石や砂を流すダム操作を検討しており、これにより、次の大雨に備えることも可能となります。

以上のことなどから、新たな流水型ダムは、命を守るとともに、環境に極限まで配慮し、清流を守るための様々な工夫が凝らされていると考えられ、事業の再検証を国に求める考えはございません。

最後になりますが、令和2年7月豪雨災害のような被害を二度と繰り返さないためにも、今後も、河川整備計画に基づき、国や流域市町村と一体となって、流域全体の総合力で、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を着実に推進してまいります。

そのため、これまでと同様のお答えにはなりません。議員から御質問いただきましたので、改めてお答え申し上げますと、令和2年7月豪雨災害のような被害を二度と繰り返さないためにも、新たな流水型ダムの建設中止を求める考えはございません。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 答弁をいただきました、

流水型ダムを歓迎をする方向で、これを中止することは求めないという、今知事の決意ですが、そうだろうなと思いつつ、はい、分かりましたとはちょっと私も言いにくいところがあります。

ちょっと前段で話をしたとおり、この川辺川ダムが本当に必要なのかという原点に戻って、先ほど山形の例も出したんですが、流水型ダムも全国あちらこちらにできてますが、成果になっているところもあるんですけども、それがやっぱり緑の流水にはなっていないというふうなところも山形のような例が報告されてますので、私は、多額の5,000億、6,000億と言ったかな、かなりそういうかけて造る必要はなくて、もっとやっぱり河川改修等々を進めながら、そういう災害を招かないような、そういう地域をつくっていくことが大事。

特に、この令和2年の人吉の災害は、この前の質問のときも言ったんですが、やっぱり支流山田川で起きたやつで、本流ではちょっとない。その本流が水が上がったのは1時間後というふうなことで報告を聞いてますので、そういうことで、ダムについては、知事とはちょっと違う考え方でこれからも行きますが、よろしくひとつお願いしておきたいと思います。

続きまして、阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道についてお尋ねをいたします。

空港へのアクセス鉄道計画は、バスやタクシーなど道路交通への依存を軽減し、利便性を向上さ

せることが主な発端であり、県では、空港アクセス改善のための調査を1997年から実施してきました。

2005年から2007年まで、JR豊肥線からの延伸案を中心に、熊本市電延伸等々が検討されましたが、2008年に、採算性が困難であるとして、一時的に計画が凍結をされました。

10年後の2018年に、改めて概略調査で航空機利用者の増加など環境変化があり、再検討案として、豊肥本線延伸、熊本駅からのモノレール、熊本市電延伸、この3つの案が検討され、豊肥本線延伸が最も効果的かつ早期に実現できる可能性が高いと判断され、現在に至っています。

一方では、空港アクセス道の改善が積極的に進められています。県道熊本高森線の4車線化が益城町まで進むことで、熊本市内から熊本空港へのアクセスは多様化することになります。課題となっている第2空港線、県道熊本益城大津線の渋滞緩和にもつながりそうです。さらに、第2空港線の南側で並行する県道熊本高森線の4車線化が完了すれば、熊本市から空港へ向かう際の新たな道路にもなります。さらに国道443号は、現在菊陽町周辺で4車線化も進められています。

県は、2023年9月の議会答弁で、空港アクセス改善は、私が提案してきた大空港構想を実現するために必要な取組であると。空港アクセス鉄道なくして熊本の発展なしとの意気込みを持って国やJR九州との協議を進め、早期実現に向けて全力で取り組んでいくと、県としては空港アクセス鉄道建設には積極的な方針であることを明らかにしています。

この方針は現在も変わりなく推進していくようで、2026年度当初予算では、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備の推進として4億5,000万円が計上されています。

昨年9月議会で、私の質問に対して、空港アクセス鉄道の整備費用は約670億円との答弁があり、高額に驚きました。

空港アクセス鉄道整備推進に向けて、県が主体となる第三セクターを組織し、鉄道の設備の所有や管理を担うようですが、どのような第三セクターの組織形態になるのでしょうか。県とJR九州は、上下分離方式で運営していくようですが、乗車料金等はどのように配分されていくのか、企画振興部長に伺います。

[企画振興部長富永隼行君登壇]

○企画振興部長(富永隼行君) 空港アクセス鉄道整備に向けた第三セクターの設立についてお答えします。

空港アクセス鉄道は、空港へのアクセス改善による空港機能の強化と空港周辺地域の活性化、さらには半導体関連産業集積地における企業活動の円滑化に不可欠なインフラとして整備を進めています。

昨年10月には、空港アクセス鉄道の運行形態を上下分離方式とすることでJR九州と合意し、JR九州は、第二種鉄道事業者として既存の路線との一体的な運行と運賃徴収を担い、県が中心となって設立する第三セクターは、第三種鉄道事業者として鉄道施設の整備と維持管理を担うこととなります。

令和8年度は、鉄道事業許可の取得を目指し、詳細設計を着実に進めるとともに、整備主体である第三セクターを株式会社として設立することとしています。

この第三セクターの運営に当たっては、整備した鉄道施設を、運行主体であるJR九州に貸し付け、使用料を徴収するとともに、JR九州の既存路線で生じる増益額から総事業費の3分の1を上限として負担金を受け取り、整備財源等に充当す

ることとなります。

県としては、ビジネスや観光、スポーツ、文化活動等、あらゆる場面において世界に開かれた活力ある熊本を目指し、その実現に欠かすことのできない空港アクセス鉄道の整備に向けた取組を着実に進めてまいります。

[岩中伸司君登壇]

○岩中伸司君 企画振興部長の答弁は、積極的にこのアクセス鉄道を進めていくという決意表明のような答弁がございました。

この空港アクセス鉄道については、これまでも私も何回も質問をしたんですけども、1つ、直接は関係ないんですが、空港ライナーの問題で、代表質問で自民党を代表して高木議員が質問されました。空港ライナーについては、熊日新聞にも載ってましたけれども、今年の夏から有料になる方向が示されているようです。

このアクセス鉄道を造るために、空港ライナーが2011年の10月1日よりスタートしたんですが、無料運行ですよ。試験運行という期間で、ずっと2017年の春まで空港ライナーが運行されました。私は、試験運行が済んだなら、これは有料の——ちょうど肥後大津から空港まで7キロはあるわけですからこれを無料で、しかし、その後も正式な運行になってからも無料でずっと運行されて、2日前の高木議員の代表質問で、ばしっと抑えて有料になるというふうなこと、夏ぐらいから有料にしていくというふうな動きでした。

私は、この空港ライナーの客をずっと増やしていけば、この鉄道を敷くという、600億を超える事業費がかかる、この事業がスムーズに行くんだというふうなやっばり見方があったのではないかと、いうふうに、私の想像どおりで進んできているんですね。

ですから、もう今に至っては、この鉄道を造っ

ていかなければならないというふうな動きになっているようですけれども、ぜひ、これも先ほど知事とはちょっと意見が違うということで、部長の答弁とも、はい、分かりましたということにはなかなかならないということを付け加えておきたいと思えます。

ぜひ地域の方々が安心して暮らせるように、便利な世の中になるようによろしく願いしておきたいと思えます。

それでは、4つ目の有明医療センターの支援についてお尋ねをいたします。

玉名・荒尾地域の二次医療圏の要である有明医療センターの経営状況を踏まえた今後の支援の在り方について質問をいたします。

老朽化が著しかった荒尾市民病院の後に、最新の機能を備えた有明医療センターとして2023年10月オープンしました。しかし、オープン当初から、その経営状況は極めて深刻な事態に陥っています。

旧病院時代、現場スタッフの献身的な努力により、2022年度までは14期連続で黒字を維持してきました。しかし、開院した2023年度は約8億円の経常赤字に転じ、実質的なフル稼働初年度となる2024年度は、24億円もの巨額な経常赤字を計上する見通しとなっています。

この赤字は、放漫経営の結果ではありません。70年以上経過した旧施設から、最新鋭の高度医療機関へと脱皮するために避けて通れなかった構造的な重荷が要因です。新病院建設に伴う減価償却費の急増、物価上昇、さらには建物に係る消費税の一括償却、これらが一気に押し寄せ、かつての優良な経営基盤を根底から揺さぶっているのです。

現在、病院側は診療報酬の充実や収益確保に努め、現行体制での早期黒字化を目指す経営改善実

行計画を、市町村課の協力を得ながら策定中と伺っています。

しかし、現場では医師や看護職員の確保が極めて困難な状況にあります。どんなに立派な器をつくっても、そこで働く医療従事者がいなければ、高度な医療機能は宝の持ち腐れとなります。人手不足によって病床稼働率が上がらず、それがさらなる収支悪化を招くという負の連鎖を断ち切るには、荒尾市単独の努力だけでは限界があります。

そこで、地域の医療提供体制を守るため、健康福祉部長に、以下2点について伺います。

収益改善のためには、医師、看護職員の確保が不可欠です。県として、医師、看護職員不足について、どのような支援がいただけますか。また、財政的な支援として、どのような支援が期待できますか。御答弁をよろしくお願いします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) まず、医師及び看護職員確保のための支援についてお答えします。

有明医療センターは、荒尾・玉名地域において、救急医療、災害医療、周産期医療等の拠点として大変重要な機能を担っていると認識しています。

県では、こうした地域医療を支える医療機関の機能が維持できるよう、医師や看護職員の確保に向けた支援に取り組んでいます。

具体的には、熊本大学医学部に設置した、いわゆる地域枠で養成した医師などを、医師が不足する地域に派遣しています。

この取組により、有明医療センターにおいては、令和3年度からの5年間で6名の医師を確保することができています。

看護職員については、学生を対象に、看護師等修学資金貸与制度を実施し、就学を支援しています。この5年間で貸与を受けた学生のうち7名が

有明医療センターに就業しています。

このほか、専門職としてのキャリア形成を支援するため、より専門性の高い認定看護師や特定行為看護師の育成に取り組み、看護職員の資質向上や定着支援を図っています。

次に、財政的な支援についてお答えします。

近年、物価高騰や人件費の増加などを背景に、有明医療センターをはじめ地域の医療機関を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しています。

このため、国は、令和8年度診療報酬改定において、引上げの方針を決定いたしました。

また、これに先立ち、国においては、財政的な支援として、賃上げや物価高騰への対応に必要な経費に加え、地域住民の安全、安心に直結する救急医療に係る経費について、病院に対し直接給付することとされています。

県でも、同様に、医療機関における職員の処遇改善や業務効率化などの取組を支援しています。

加えて、県独自で、地域における周産期医療の中核病院である有明医療センターを中心とした新たな連携体制の支援にも取り組んでいます。

特に荒尾市では、分娩数の減少や人材不足等により、産科クリニックが分娩の取扱いを継続することが難しい状況でした。これに対応して、地域の分娩機能の維持を図るため、地域のクリニックと連携し、有明医療センターに分娩を集約する、いわゆるオープンシステムを導入する経費を助成しています。

今後、持続可能な医療提供体制を構築していくためには、医療関係者、行政、県民の皆様が一体となってビジョンを共有し、それぞれが主体的に取組を進めていくことが何より重要であると考えています。

県としては、地域医療を支える医療機関としての機能が確実に発揮できるよう、有明医療センタ

ーにおける人材確保及び経営改善に向けた取組を、熊本大学病院や地域医療に携わる関係機関と連携して、しっかりと支援してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 答弁ありがとうございました。

県として、支援を具体的に進めてきたと、今部長から答弁がございました。

県として、医師、看護職員の確保に向けて、支援を具体的に取り組んできた、有明医療センターには、令和3年度から5年間で6名の医師を確保することができていると、さらに、看護職員については、5年間で7名が就業していると、具体的な支援の成果が答弁されました。

財政的な支援についても、国の支援や、県としても同様に、医療機関における職員の処遇改善や業務効率化等の取組を支援しているということで、ぜひとも、この有明医療センターに対する御支援、アドバイスをよろしく願いしておきたいというふうに思います。

昨日、私は、荒尾・玉名地域の有明地域保健医療推進協議会の会議があったので、それに参加させていただきましたけれども、その中で、こういった有明医療センターだけでなく、医療をめぐる問題が、今地域のほうでは——都会ではないようですけれども、ここで言われたのが、昨日の会議の中で、玉名郡市代表の先生から医療の現状について話されたのは、これまで、玉名郡市で6つの病院が閉院をしたと。今後も予想で12ぐらいの病院が閉院をする可能性があるという、減っていく可能性があるというのが、この協議会の会議の中でおっしゃられまして、隣に座っていらっしやった荒尾市の医師会長さんからも、荒尾でも、10年後には今の病院の半分ぐらいになるのではないかと、こういう話もされました。医師の高齢化、人手不足、人口減少、地方では厳しい医療の現状が

あることを、改めて私は認識をさせられたところ
です。

県としても、可能な限りこういうことに対して
も目を配らせながら、御支援のほどよろしくお願
いをしていきたい、このように考えます。

それでは、5つ目の本県農業の持続可能性と食
料安全保障の強化についてお尋ねをいたします。

現在、我が国の食料自給率はカロリーベースで
38%と低迷を続けています。国際情勢の不安定化
や資材価格の高騰は、食料安全保障が単なる概念
ではなく、国民の生存に関わる喫緊の課題である
ことを浮き彫りにしました。

本県は、全国6位の農業産出額を誇る圧倒的な
農業県であり、日本の台所を支えています。しか
し、御存じのとおり、気候変動や担い手不足、さ
らには産業構造の変化という荒波に直面してい
ます。大げさではなく、本県の農業を守り抜くこ
とは、日本の食を守り抜くことと同義であるとも
言えると思います。

そこで、3点農林水産部長にお聞きいたしま
す。

まずは、地球温暖化に伴う農業への影響とその
対策についてです。

私の地元の荒尾市でも、特産である新高梨の栽
培において、記録的な猛暑によるみつ症の発生や
冬場の高温による発芽不良など、深刻な被害が出
ています。丹精込めて育てた果実が商品にならな
い現実を前に、将来への希望を失い、廃業を選択
する農家の方も少なくありません。

特に、果樹においては、一度失われたならば、
再度復活させるまで膨大な年月を要します。

県として、これら温暖化の影響を受ける品目に
対し、どのように対策を進めておられるのか、伺
います。

次に、TSMCの進出等に伴う農地の減少等へ

の対応について伺います。

半導体関連企業の集積は、本県経済に千載一遇
のチャンスをもたらす一方で、周辺地域では優良
農地の転用が進み、農業基盤の縮小が懸念されて
います。また、地価や人件費の高騰は、農業経営
を圧迫する要因にもなり得ます。

産業の活性化と農業の持続性は、決して二者択
一ではありません。失われる農地を補填するた
めの基盤整備の加速や工業と農業が共生できる仕
組みづくりが不可欠です。

県は、この歴史的な転換期において、農地の減
少をどう防ぎ、農業をどう維持していくお考えな
のか、伺います。

最後に、担い手の確保、育成について伺いま
す。

農業の最大の課題は、人です。高齢化により耕
作放棄地が増加する中、意欲ある新規就農者の確
保は待ったなしの状況です。

本県は、これまでも新規就農支援に注力してき
ましたが、今後どう取り組んでいくのか、お尋ね
をいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) まず、地球温暖化に
伴う農業への影響とその対策についてお答えしま
す。

令和6年の夏は、熊本地点の8月の平均気温が
観測史上初めて30度を上回るなど、記録的な高温
となり、水稻の白未熟粒やかんきつの日焼け果の
発生、酪農における乳量の減少など、農畜産物の
生産量や品質に大きな影響が発生したため、生産
現場や農業団体からは対策を求める声が多く寄せ
られました。

そこで、県では、農業団体と連携してプロジェ
クトチームを立ち上げ、令和7年3月までに、品
目ごとの短期的な対策から中長期的な対策、各種

支援制度などを取りまとめるとともに、ホームページでの公表や各地域の講習会等による周知徹底に取り組んでまいりました。

昨年の夏も猛暑となりましたが、各品目での遮光や適期定植などの対策技術の実践により、かんきつの日焼け果の減少やイチゴの年内収量確保など、一定の成果も確認されました。

一方で、梨「新高」のみつ症など、一部の品目ではいまだに影響が生じていることを踏まえ、今後も引き続き、新たな技術情報や現地試験等で得られた成果を速やかに農業者に提供していくとともに、水分管理の徹底や品種転換、遮光資材の導入など、地域の実情に応じた総合的な対策を進めてまいります。

次に、TSMCの進出等による農地の減少への対応についてお答えします。

農地が減少している菊池地域では、多くの農業者から代替農地を求める声が寄せられるなど、農地の確保が喫緊の課題となっております。

これまで県では、代替農地を希望される農家への農地を紹介するマッチングを進めるために、農業者へのニーズ調査結果を基に、2,300筆に及ぶ代替農地の候補地を把握するとともに、くまもと水土里GISを活用したデータベース化に取り組んでまいりました。

この結果、菊池地域では、昨年10月時点で、農家同士のマッチングを含め、約94ヘクタールの代替農地が確保されるなど、営農継続につながっております。

今後も、新たな開発による農地の減少が想定されることから、これまでの取組の継続はもとより、マッチングの加速化に向けた簡易整備の支援や、新たな代替農地の確保として旧大津牧場跡地における県営モデル事業を推進するなど、市町や関係機関と一体となって営農継続に向けた取組を

進めてまいります。

最後に、担い手の確保、育成についてお答えします。

これまで県では、稼げる農業の実現に向け、担い手の確保、育成を最重要課題と捉え、様々な取組を講じてまいりました。

今年度は、親元就農をはじめとする新規就農者の確保、育成を強化するために、新たに設置しました熊本県農業経営・就農支援センターにおいて相談窓口のワンストップ化を図るとともに、きめ細やかな就農支援策である新しい熊本農業のリーダーズ共創事業を展開し、若年層の就農啓発から、相談対応、研修、就農定着、経営発展、継承に至る切れ目のない支援の充実を図ってきたところでございます。

来年度は、小学生をはじめとした就農啓発や若年層の農業教育の充実、構成員の高齢化が進む地域営農組織への支援強化など、担い手の確保、育成にさらに取組を加速してまいります。

今後とも、このような取組をしっかりと進めることにより、本県農業を持続的に発展させ、ひいては我が国の食料安全保障の確保に貢献してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 御答弁ありがとうございました。

農業問題についても、この農業県熊本にとって一番大事なことだろうというふうに思います。地球温暖化が進んでいる中で、大変な農家の方々の苦勞が分かります。

私も農業をかなりもう一番の宝にしていますので、木村知事も現場主義ですけれども、本当に現場に行って農作業をやれば、どういう状況か、昨年の暑さの中では、種をまいても芽が出ない、そういう状況がずっと続いたんです。農家の方々は、非常に大変な生活だったんじゃないかなとい

うふうな一面で心配をしているところです。これからも、県として積極的な農家に対する支援をお願いしていきたいというふうに思います。

私も大変緊張して質問をして、皆さん方には迷惑ばかりかけたんじゃないかというふうに思います。今日で41回目の質問になるんですけれども、だんだん駄目になっていってますね。年は取ってますが、気持ちは皆さんより若いです。もう絶対若さ、気持ちを持って、健康でやっぱり頑張らないと政治活動もできないのではないかな。

これからも積極的にこの熊本県を支え、県民の皆さん方の暮らしを守っていく。私はもう高齢になってますけれども、一緒になって、この熊本県を支え、木村知事を中心に頑張っていかなければならないというふうに思います。

本当に御清聴ありがとうございます。（拍手）

○副議長（緒方勇二君） 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時9分開議

○議長（高野洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

亀田英雄君。

〔亀田英雄君登壇〕（拍手）

○亀田英雄君 皆さん、こんにちは。八代市・郡区選出・無所属の亀田でございます。本日は、最強開運日ということでありまして、先輩方を見習って、幸せの黄色いネクタイをつけてきました。そして、先ほどは幸せの黄色い缶バッジをいただきましたので、頑張って標準語でなるだけしゃべりたいと思いますので、眠い時間ですが、どうぞよろしくお付き合いください。

早いもので、今回、一般質問5回目の登壇とな

ります。先月の14日、坂本町におきまして、令和2年7月豪雨災害で被災した坂本橋と坂本橋までの国道219号の完成式、住民サービスの拠点となる坂本支所、八代消防署坂本分署、町内最後となる災害公営住宅、球磨川坂本地区河川防災ステーションの完成式が執り行われました。

式典には、金子国土交通大臣、木村知事、高野議長をはじめとする多くの皆様にお運びいただきました。オープニングで八竜小学校の全生徒18名による元気でかわいい合唱が披露され、和やかに始まり、とてもよい雰囲気の式典となりました。

多くの時間とお金を投じていただき、たくさんの人にお世話になり、大きな節目を迎えることができました。ちょうどバレンタインデーということで、とてもすてきなプレゼントをいただいたような気分でありました。

あの絶望の日々から5年8か月が過ぎ、人口は減り、商店はなくなり、国による宅地かさ上げ工事は現在進行形ということで、町の風景は大きく変わりましたが、それでも、引き続き住民に寄り添い支援していくと、壇上から知事よりかけられた温かい力強い言葉は大変ありがたいものでありました。地元に住む者の一人として感謝とお礼を申し上げます。

地元マスコミにも大きく取り上げられ、復興事業が大きく進捗しましたが、道の駅があと1年半、肥薩線の復旧、県のかさ上げ工事もまだこれからとなります。引き続き、豪雨災害の被災地に目を向けていただきますよう、よろしく願いをいたします。

まず最初に、人口減少時代の認識とこれからの取組、対策について伺います。

日本で、熊本で急速に進む人口減少は、今や静かなる有事と呼ばれているようです。人口減少時代という言葉もありますし、目に見えにくいもの

ですが、人口減少が著しい周辺部、山間地の過疎地では、暮らしを支える経済や社会機能に多大な影響が既に発生しているので、そう遠くない時期にいろんな場面で向き合うようになる様々な課題が発生してくると思っています。

これまでも、人口減少対策については、地方創生とセットで多くの議員から質問が行われてきましたが、抽象的な答弁が多かったように思っています。地方創生の取組は、当時の安倍政権が始めた総合対策で、東京一極集中の是正、若い世代が希望を持てる社会づくりに取り組まれたものですが、芳しい成果は人口統計を見ても現れていないようです。

首相が交代すると、スローガンや重点施策が変わり、中途半端な印象で、政策効果の検証も不十分だと、マスコミの指摘もあります。高市首相は、昨年11月に、子供、子育て政策を含む人口減少対策を総合的に推進するために、内閣に自らを本部長とする人口戦略本部の設置を閣議決定されました。

このように、これまで人口減少対策は、国の主導で国の施策によって行われてきましたが、人口が減っても、暮らしや社会機能を維持するための具体策は、その地域の実情に精通した地方自治体が、生活に密着した施策を、その地域に合ったやり方で、自分事として具現化していくほうがより効果的ではないかと思っています。

もちろん、地方自治体の様々な施策は、住民の誰もが幸せに安定した生活が送れるように、社会福祉の提供が行われるものですが、それでも人口減少が進展していく地域社会の中で、人口ができるだけ減少しないようにという、はっきりと意識した観点からの具体的な施策が必要ではないでしょうか。

コロナ禍を経て、オンライン技術も進展、仕事

の勤務体制も多様化し、地方の豊かな自然の中で暮らしながら、オンラインで業務を行うことも可能になってきていて、リタイアした世代が豊かな第二の人生を過ごすのは、都会ではなくてもよいように思われます。

その選択肢となるためには、人口が減っても、そこに住み続けられるように、過疎の地域でも持続可能で、暮らしや社会機能を維持するための生活に密着した対策が必要であると考えます。

人が少なくなってきたことで、土地の管理、山林の管理、家屋の管理などについても、大小様々な課題が発生していますが、この点についても、何らかの考え方の整理、行政の支援なども必要な事例が発生しています。

これからの人口が減少していく社会、特に課題が大きな過疎地域についてどのように考え、どのような考え方の下、取り組まれ、対策されていくのか、企画振興部長に伺います。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 人口減少は、これからの日本が直面する最大の課題であり、特に著しい生産年齢人口の減少という事態を正面から受け止めた上で、社会を機能させ、活力を維持する適応策を講じる必要があると考えています。

本県においても、人口減少により、消費市場の規模縮小、各種産業における担い手不足や技術、技能の継承、さらには地域文化や地域コミュニティーの維持、存続など、様々な面で支障が出るおそれがあり、早急に課題解決や活性化に向けた対策を進める必要があります。

特に過疎地域においては、地域住民の高齢化と人口流出に伴い、集落機能が低下し、多くの課題が顕在化しています。

一方で、過疎地域は、豊かな自然や歴史、文化に恵まれており、県土の保全や食料供給、水資源

の涵養など、県民全体の安全、安心な生活を支える重要な多面的、公益的機能も有しています。

県では、このような過疎地域の特徴を踏まえた、過疎地域の持続的発展に向けた対策の大綱として、昨年12月に、令和8年度から5年間を対象期間とする新たな熊本県過疎地域持続的発展方針を定めました。また、今月中に、その実施計画である熊本県過疎地域持続的発展計画を策定することとしています。

発展方針では、過疎地域に暮らす住民が誇りと自信、愛着を持てるよう、持続可能な地域づくりを目指すことを基本方針とし、人材の確保、育成、持続可能な地域経済活動の実現、安全、安心な暮らしの確保の3つの視点で過疎地域の持続的発展に向けた振興策を展開することとしています。

1つ目の柱である「人材の確保、育成」については、地域で不足する人材を外から呼び込むため、移住、定住、地域交流の促進を中心に取組を進めることが重要と考えています。

例えば、移住、定住の促進を図るために、東京、大阪、福岡、熊本に、移住、定住及びU I J ターン就職に関する窓口を設置し、熊本での暮らしや仕事に関する相談に応じる体制を整えています。また、移住希望者が市町村の担当者と直接面談できるよう、移住相談会を開催しています。

2つ目の柱である「持続可能な地域経済活動の実現」については、多様な人材を呼び込み、地域課題の解決や新たな地域の活力となる人材を確保することが重要であると考えています。

例えば、八代市の坂本地区では、県外から移住した方が地域おこし協力隊として活動されており、特産品の販路拡大等に取り組まれています。

地域おこし協力隊の制度は、現在、県及び39市町村で活用されており、西日本一となる約300名

の隊員が県内各地で活動しています。

県では、着任された隊員の方々が、地域の中で円滑に活動を行い、退任後も地域に定着して引き続き活躍してもらえるよう、協力隊の初任者に対する研修、退任後の起業に向けた研修、隊員同士の人的ネットワークを広げてもらうための支援などを行っています。

3つ目の柱である「安全・安心なくらしの確保」は、子育て環境や医療体制、地域交通の確保など多岐にわたり、様々な取組を進めていく必要があります。

その中で、議員から御紹介のあった家屋の課題に対する取組の一例としては、移住される方を想定した空き家の活用に取り組んでいます。

具体的には、移住者が空き家を改修する際の支援として、市町村が行う移住者向けの施策に対する補助制度や、空き家バンクプラットフォームで市町村の空き家情報を集約して情報発信するなど、市町村と連携して受入れ体制の充実に向けた取組を進めているところです。

人口減少が進む中でも、持続可能な地域社会を維持していくため、引き続き、市町村と協力して、一人でも多くの方に、熊本県そして過疎地域で暮らす選択をしてもらえればと考えておりまして、そのようにしっかりと取組を進めてまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 著しい生産年齢人口の減少を正面から受け止め、熊本県過疎地域持続的発展方針を定め、人口減少が進む中でも地域社会を維持していくため、市町村と協力し、一人でも多く過疎地でも暮らす選択をしてもらえるよう取り組むと、力強く結んでいただきました。

また、知事の施政方針では、困難に直面している県民の皆様に寄り添い、その思いに応えること

ができるように全力で取り組む、特に若い世代を中心とした人材の育成が重要だと、人口減少問題に言及されました。策定されました方針の通り、様々な施策を展開しながら、その効果を発揮し、熊本ならではの人口減少対策をしっかりとお願いいたします。

行政の持続可能性が危ぶまれる小規模市町村もあります。様々な議論が必要ですし、将来を見越した人口動態は、あらゆる施策の基盤ですので、しっかり注視する必要があります。

令和6年10月1日現在の熊本県の人口動態を見ますと、何と県45市町村のうちの半数、23の自治体において出生数は50名以下なんです。一桁の自治体が4つあります。ゆゆしき事態に直面していると思っています。

周辺過疎地域では、これまでの様々な活動ができなくなってきています。人口が減少することを前提に、それでも地域社会に人が住み続けることができるような、地域おこしならぬ、いかに地域を存続させていくのか、地域残しという考え方も、これから必要になってくるのではないかと考えています。

今回私がこの質問に至りましたのは、肥薩線の球磨川第一橋梁が見える地区にお邪魔したときの話です。

話があるということで御案内をいただきましたので、何でしようかと話をしました。そしたら——ここから先は、ちょっと八代弁が交じってですけど、あなたに話があるということで伺ったんですが、あそこにある木を切ってくれと言われました。で、切ればいいんじゃないですかと言ったんですけども、あなたに頼みたい、もう私ではできないと。あなたに頼めば費用が要る、そして持ち主が分からなくなったので頼めないかなと、自分たちは、撮り鉄のために、撮り鉄が来る

ので——そこが撮り鉄のビューポイントだったらいいんです。撮り鉄のために、地域を挙げて持ち主の分からない木の枝を打っていたらいいんですけども、もうそのこともできなくなると。人口が減って撮り鉄も来なくなるよね、寂しいねというような話を伺って、何とも寂しい気持ちになったということから、この質問に至りました。

初日の城下議員の代表質問にもありましたが、所有者不明の土地、建物の問題は深刻です。先ほど部長からありましたように、空き家対策もしっかり進めていただきたいというふうに思います。

また、買物難民対策も大事です。私の地元でも、移動販売の車が週1回巡回してくれますので、大変助かっていますが、様々な課題も抱えています。

また、冒頭申しました坂本支所周辺の整備ができて、皆さん喜んでいらっしゃいますが、今度はこの近くで買物ができるようになったらいいねと聞きます。

福岡県八女市星野村では、行政の支援により、地域共創型店舗と銘打ったコンビニが開店しています。他の自治体でも、行政の働きかけにより、過疎地にコンビニが出店する例が相次いでいます。

このような事例もありますので、持続可能な地域社会を維持していくための取組をしっかりと進めていただきますように重ねてお願いをいたしまして、この項を終わります。

次に、子供を育てる環境の充実について質問します。

最初に、こどもまんなか熊本政策推進の現状と課題について伺います。

冒頭の話でも申しましたが、坂本町で行われた豪雨災害後のインフラ復旧の式典では、地元小学校の生徒がオープニングを飾ってくれ、とても和

やかな中に開式されました。大きな声で自分が書いた字を紹介したり、坂本に対する思いを述べたり、校歌を一生懸命歌う姿はととてもほほ笑ましく、まさに地域の宝です。

こんな場面一つ取っても、子供たちの存在はとでもありがたいものです。大切にしていきたいと思います。改めて思いましたし、子供が少なくなっている時代の中でも、子供や若者が輝き、いつも笑顔で幸せを感じる社会でなくてはなりません。

熊本県では、子供たちの利益を最優先に考え、こどもまんなか熊本の実現を県政の最重要課題の一つに位置づけ、こどもまんなか熊本・実現計画を策定され、全国に先駆けて、こどもまんなか熊本を実現するための計画を県民に提示されました。

この計画では、全ての子供、若者が幸せに暮らし、成長できることを大切にし、そして、そのためにも、それを支える家庭、子供、若者、子育て当事者に関わる方を支援することが重要であるとされています。

また、知事の思いを表すことができた計画ということで、全庁一丸となって計画を遂行する環境を整えているとされ、共にこどもまんなか熊本を実現していきましようと呼びかけられています。

この計画に基づき、オール熊本で計画を進め、今後の予定として、関係者の意見を伺いながら、毎年取組の見直しを行ってまいると結ばれています。

熊本の子供たちを大切に育て、支援していくための計画が、どのように進んでいるのか、初年度の総括と現状の課題、これからの取組の進め方、考え方について、健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) こどもまんなか熊本の実現に向けては、令和7年3月に策定したこ

どもまんなか熊本・実現計画に沿って、全庁を挙げて取組を進めています。

計画の初年度に当たり、まず、知事をトップとする全庁横断の「こどもまんなか熊本」推進本部を立ち上げ、各部局が連携して施策に取り組むための推進体制を整備いたしました。

その上で、県内企業、団体においても、主体的に取り組んでいただけるよう、意見交換を重ねています。さらに、計画策定の段階から実施してきた子供、若者、子育て当事者、その方々を支える関係者からの意見聴取を継続し、それぞれの立場から率直な生の声をお聴きしています。

このように進めてきた中で、来年度から早急に着手すべき取組の方向性が見えてまいりました。

まず、結婚、子育てなどの将来に不安があって積極的になれないといった若者の意見等を踏まえ、子供、若者に自分の将来を主体的に考える機会を提供する新たなライフデザイン支援にチャレンジしたいと考えています。

また、県内企業、団体との意見交換を通して、従業員の仕事と子育ての両立をいかにサポートするか苦心されている実態が明らかになりました。

そこで、多様な働き方を推進する民間企業への支援を拡充して労働環境の改善を図るとともに、より安心して働き続けられる職場環境づくりを宣言する「よかボス」の普及啓発も強化し、職場風土、意識の改革を推進してまいります。

さらに、こどもまんなか熊本の取組を、年代、性別を問わず、より広く県全体に浸透させるため、子供・子育てサイトの構築による情報発信の強化と一層の機運醸成を図っていきたくと考えています。

これら推進本部において協議した施策は、関連予算を今定例会に提案するとともに、毎年度見直すこととしている計画の具体施策編において、令

和8年度の改訂として盛り込みたいと考えています。

今後、県民の御意見を広く、そして丁寧にお聴きしながら、市町村や企業、団体等とも連携の上、子供、若者や子育て家庭の希望をかなえる支援をオール熊本で進めてまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○**亀田英雄君** この計画は、知事肝煎りの政策でもありますし、県民とともに未来を創るという知事の思いが籠もった計画とされています。これからの社会を担ってくれる子供たちが、幸せに人生を送ることができるということは、私たち大人の最大の責任だと考えます。

一朝一夕に結果が出る話ではありませんし、答えが簡単に見つかるものでもありませんが、地に足をつけて、しっかりした取組が望まれます。まだこれからの取組でありますので、なお一層の奮闘をお願いいたします。

次に、子供会の現状と課題、これからの取組についてお尋ねします。

子供会の活動を頑張っている方から、現在の子供会の在り方について深刻な相談をいただきました。全国的な人口減少により、様々な地域の組織自体が縮小される中、少子化により子供会の存在自体が危ぶまれています。

子供会は、地域の子供たちの健全な育成を目標とし、遊びや様々な活動を企画、実現する重要な担い手として位置づけられているとのことですが、あくまで任意の団体であり、その存在、運営は様々で、都市部と地方部、それぞれ存続に対する課題を抱えています。

所在する地域によって、行政の支援体制の格差、事務局機能の格差、財政支援などの格差もあり、様々な課題に直面しているようです。子供たちを取り巻く環境も変わってきており、子供を育

てる、見守る子供会の在り方を、いま一度見直す機会が必要ではないでしょうか。

子供たちに対する社会教育の定着と啓発を図る動きについて、どのようにすればよいのかと考えます。

子供を育てる環境をどのようにしてつくっていくのか。地域の自主性を尊重、重んじることは重要ですが、格差を生じさせないための一定の支援を含めた行政でのこ入れ、応援は必要ではないでしょうか。

こどもまんなか政策を推進する中で、子供会の位置づけ、実現するための体制の考え方、子供会について、今後どのような取組を展開されていくのか。現状認識と課題、これからの取組について教育長に伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○**教育長(越猪浩樹君)** 子供会は、地域を基盤とした主に小中高校生が集まり、指導者や保護者の支援の下、遊びや様々な体験活動を通じて、健全な成長を促す団体です。

現在、県内には523の子供会があり、32の子ども会連合会が組織され、約1万7,000人が登録されています。

具体的な活動については、季節の行事や地域の祭りを体験、継承する社会的活動や地域の清掃活動などの奉仕的活動、体力向上と協調性を養うスポーツ、レクリエーション活動などを行うことで、子供たちの健やかな成長と地域づくりに大きく貢献しています。

しかしながら、議員御指摘のとおり、子供数の減少、保護者の共働き世帯の増加に伴う地域における人と人との関係性の希薄化などを背景として、年々加入者数が減少し、解散する子供会も増えています。

県教育委員会では、子供たちの健全育成、異な

る年齢の子供同士が集える居場所づくりの拠点となる子供会は、大切な団体であると認識しており、財政的支援や事務局運営の支援を行うことで、県内各子供会活動を支援しています。

また、県子ども会連合会と連携し、昨年11月に熊本市で開催された全国子ども会育成中央会議・研究大会において、家庭教育支援の分科会を担当し、子供会における家庭教育支援の役割や今後の在り方など、子ども会連合会の活性化に向けた協議を行ったところです。

引き続き、未来を担う子供たちを地域全体で健やかに育むため、子供会活動の好事例の紹介や子供会の意義等を広く周知するなど、県子ども会連合会等と連携し、子供会活動をしっかりと支援してまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 教育長に御答弁いただきました。

私が子供の時代、といっても、もう50年前になりますが、子供会の大会とか、公民館に集まって、いろんな行事に参加していた記憶があります。キャンプに行き、飯ごうで御飯を炊いたり、キャンプファイヤーをやったり、ゲームをしたりなど、楽しく懐かしい思い出もたくさんあります。

当然のように、そのような活動をしていたものですが、現代社会ではやり方も工夫しなければなりません。それでも、地域の担い手としてはもちろん、社会性を養う教育の在り方は、子供の成長の過程においてとても重要なものです。

頑張っって子供会を続け、熱い気持ちを持ち続け、地域の伝統を守り、子供を見守っていただく方がいらっしゃいます。大切な団体と認識されるのであれば、そんな現場の声も大事にしながら、どのように進めるべきものか、いま一度しっかりと御検討いただきたいと思います。

また、こどもまんなか政策を推進する中で、子供会の位置づけなどについても伺ったんですが、教育長の答弁ではうかがい知ることができませんでした。

この質問を通じて感じたことですが、こどもまんなかの取組は始まったばかりで仕方のない部分はあるかもしれませんが、知事の熱量、思いに対して、それを具現化しようとする現場の担当者の熱いものを感じることができませんでした。もう少し具体的な方向性であったり、具体的な政策を聞けると期待していただけに残念です。あえて苦言を呈したいと思います。

小中高生の自殺が統計以降最多となり、こども家庭庁は支援を模索しています。そんな大変な時代の中で、熊本の子供や若者、子育て世代が笑顔にあふれ、幸せになることは、私たちの願いです。どうかいま一度気合を入れていただき、そして、全国に先駆けて、こどもまんなかの取組を進め、所期の目的を達成されますようお願いいたします。この項を終わります。

次に、第3項目め、八代市二見地区産業廃棄物処分場について質問します。

八代市二見地区の産業廃棄物最終処分場建設については、当該地区では以前から当処分場の設置について反対運動が行われてきた経緯があります。私が市議会在任中も地元の議員が何回となく質問を行われましたので、皆さんの不安の声は知っていたのですが、これまで集会に参加する機会に恵まれませんでしたので、地元の熱量をはかりかねていました。

今回、議会開会日の17日に、熊本県が審査の一環で実施する地域住民への意見聴取に向けて、二見地区を挙げての処分場建設反対のための住民集会が開催され、御案内をいただきましたので出かけてきましたが、マスコミ報道でもありましたよ

うに、100名を超える地区の皆さんの参加があり、驚きました。

開会の代表挨拶では、郷土に対する気持ち、処分場建設への不安、地元に住む者ならではの話がありましたし、来場された住民の方からは、それぞれの立場、なりわいからの切なる気持ちを伺い、圧倒されました。

高野議長は、公平な立場として出席されており、議長宛てに処分場建設に反対する1,300名余の方の署名が渡されました。住民の意思は、明確に反対とあります。

その理由として、1つ目に、当該地区には現在上水道の設置はなく、将来の予定もない、ライフラインとして最も重要な生活用水は地下水に頼っている、農作物用水は河川水、雨水によって賄われているとのことです。

住民が生活を営む上流に処分場の建設は予定されています。処分場予定地は、採石業者が35年にわたって採石を続けた鉱山跡地であり、ダイナマイトをもって岩盤を破碎して採石してきたもので、そのことから地下にひび割れなどの変動が起きているのではないかとの不安で、地下水が汚染されれば暮らせなくなると心配されています。

近くに住む方からは、以前は水がたまって排水していたところでも、深いところを砕石するようになって、水害のときでさえ水はたまることなく、間違いなく地下へ浸透しているので、将来は必ず影響が出るとありました。

2つ目に、二見地区は、海、山、川の自然環境に恵まれた郷土であり、これからも農業を営み、漁業を続け、将来ともにここに住み続けたい、処理場が建設されると、風評被害は必ずあり、生活が成り立たなくなるといふことです。

そして、3つ目は、二見地区の自然環境はすばらしく、それにより、この地に帰ってきて、友人

なども案内している、住民共通の財産として子々孫々まで引き継ぐ責任が私たちにはあるとされました。

そこで、予定施設、計画の概要や現在の状況、段階、県が行った環境保全措置の要請に対して十分な対応はされているのか、また、地元住民の不安の声に対してどのように答えているのか、万が一のときの対処の責任について、環境生活部長に伺います。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) 産業廃棄物処分場の設置計画に関する現状と対応についてお答えします。

事業者が八代市二見地区に計画している施設は、性質が化学的に安定しているとされる廃プラスチック類、金属くず、瓦礫類などを処分する産業廃棄物安定型最終処分場であり、埋立容量は約85万立米とされています。

議員御指摘のとおり、当該地区では、上水道の設置がなく、飲料水や生活用水は地下水で賄っています。また、事業区域の地盤の透水性が高いことが専門家から指摘されており、埋め立てた廃棄物から汚水が発生した場合、周辺地下水を汚染する可能性も否定できません。

このような状況を踏まえ、県では、県条例に基づく環境アセスメントの手続の最終段階において、遮水シート等の構造や設置等の範囲の再検討のほか、事業区域下流での地下水の水位や流向調査の実施など4項目について、県内で初めてとなる環境保全措置の要請を事業者に対して行い、環境アセスメントの手続を終えました。

現在は、廃棄物処理法に基づき、施設設置許可申請書が提出されています。この中で、事業者からは、県による環境保全措置の要請に対して、遮水シート等の再検討の要請については、新たに埋

立区域の底面に一重の遮水シートを施工し、のり面部の南側をモルタル施工に変更すると回答されています。

また、事業区域下流の地下水調査の要請については、事業区域内の調査結果から、地下水の流れは南西方向であり、下流集落の地下水への影響のおそれはないことから、追加の地下水調査は必要ないと回答されています。

この申請書の内容に関しては、県において2月上旬から1か月間縦覧を行い、今月16日まで、周辺住民から、生活環境の保全上の見地からの意見を受け付けているところです。

施設の設置許可に当たっては、国が定める技術上の基準に適合しているか、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるか等の許可要件について、県が審査することとされています。

県としては、環境アセスにおける環境保全措置の要請に対する考え方を含む事業者の計画内容について、環境、廃棄物分野の専門家、関係市町、そして周辺住民からの意見を踏まえ、許可要件を満たしているか、慎重かつ丁寧に審査を行っているところです。

地下水や自然豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

引き続き、県において、廃棄物処理法をはじめとした関係法令を適切に運用し、環境の保全にしっかりと取り組んでまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 処分場建設の判断は最終段階に來ています。地元住民の声を知事に届けようと、様々な人が意見を寄せられています。先日の集会もその一環でありました。

皆さんのこれからの生活、とりわけ、ふだん利用する地下水の安全の懸念、汚染不安は大きなも

のがあります。命に関わることです。

また、環境保全措置の要請は、完全に実施されているものではありません。地元に住む人への納得できる説明、やり方が行われなまま進むということがあれば、不安は解消されないばかりか、ますます増大していきます。

人口減少が著しい地区ではありますが、農業で生計を立てられている若手もしっかりいますし、ここに住み続け、子供を育て、きれいな環境を後世に残したいという地元住民の願いは、純粋で強烈なものがありました。

真摯に皆さんの声に向き合ってください、賢明な答えを導かれますようお願いして、この項を終わります。

次に、第4項目め、木材の需要拡大について伺います。

私は、木材に関係する仕事をしていますので、業界の知人の話を聞く機会は多いのですが、最近の様子はちょっと違います。木材需要の落ち込みは、以前にも増して著しいものがあるように感じてなりません。話していても元気がありませんので、かける言葉を迷うくらいです。

工務店などの関連する地場産業の疲弊、衰退は著しいものがあります。建築様式の変化で一般住宅に木材の使用が少なくなっているものですが、このままでは忍びないですし、よいわけがありません。

木材は、成長過程で二酸化炭素を吸収し、加工時の二酸化炭素の排出量も比較的少なく、そして唯一人間の手で再生、循環できる資源です。

戦後植林され、熊本県内の民有林の83%は樹齢46年以上の利用期を迎えて森林資源は充実しており、地域資源である木材の需要拡大は地場産業の活性化につながります。

木造は地震や火災に弱いイメージがあります

が、最近では、資材の工夫や建築工法の進化により随分改善されてきているようであり、さらに、最近では、建築資材の高騰を背景に、コスト削減の選択肢として注目されているとか、中高層や非住宅分野で木造住宅が広がりつつあり、需要拡大のチャンスと言われるのですが、新設住宅の着工が増える観測はありませんし、最前線の現場にはまだそんな空気感はありません。

木材の需要拡大に対する現状の認識と課題の認識を伺いたいと思いますし、木材の需要拡大に向けて、さらに取組を加速すべきだと考えますが、いかがお考えか、そしてどのように取り組まれていくのか、農林水産部長に伺います。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 木材の需要拡大についてお答えします。

本県の森林資源は、成熟して本格的な利用期を迎えており、この森林資源を切って、使って、植えて、育てるという形で循環利用していくためには、県産木材の利用拡大が重要な鍵となります。

また、森林から生産される木材を建築物等に活用することは、林業、木材産業、建設業をはじめとする地域産業や経済の活性化に大きく貢献するだけでなく、炭素を長期間にわたって貯蔵することにつながり、地球温暖化の防止にも貢献いたします。

こうした中、木材需要の大半を占める住宅分野においては、今後、人口減少等に伴い、住宅着工戸数が減少することが見込まれています。

また、建築物の木造率を見ると、3階建て以下の低層住宅では木造率が8割であるのに対し、それ以外の非住宅及び中大規模建築物においては、木造率は1割弱と非常に低くなっております。

このため、県では、引き続き住宅分野における県産木材の利用拡大に取り組むつつ、非住宅及び

中大規模建築物への木材利用促進に重点的に取り組んでいく考えです。

具体的には、非住宅及び中大規模建築物を木造で設計するに当たり、構造計算などに木造特有の専門知識が求められることから、建築士等を対象とした設計、施工に関する研修会を開催する人材育成の取組や、建築物の木造化を検討している施主の元に木造設計アドバイザーを派遣する取組などを行っております。

さらに、一定規模以上の民間建築物の木造化については、設計段階からのアプローチが重要であることから、来年度からは、設計者に対して設計費の一部を補助するような支援制度を見直いたします。

一方、非住宅及び中大規模建築物の木造化を進めるためには、強度などの品質や性能を明らかにするJAS格付がなされた製材品、いわゆるJAS製材品の生産拡大が重要です。

しかしながら、中小の製材工場が多い本県におきましては、JAS製材品の生産拡大が進まないのが現状です。

このような中、地域の木材流通の中核を担う木材市場が、中小製材工場から一次加工した荒材を仕入れ、乾燥、仕上げ加工し、JAS製材品を販売する取組が始まっております。

県としましても、地域の関係者の協業による需要に応じた高品質な製材品を安定供給する体制の構築を支援するとともに、県内の製材工場に対して加工機械等の整備への支援を行ってまいります。

全国的に見ても、令和3年度に施行された都市の木造化促進法に基づき、脱炭素社会への貢献などの観点から、公共建築物のみならず、民間建築物等への木材利用を進める機運が高まっております。

本県におきましても、脱炭素社会への貢献を見える化することを通じて、民間建築物における県産木材の利活用を促進するくまもと県産木材炭素貯蔵量認証制度を今年度創設いたしました。現時点で、事務所や商業施設など4件の木造建築物に使用された県産木材435立方メートルに対して、二酸化炭素換算で294トンの貯蔵量を認証したところ です。

循環型社会や脱炭素社会の構築、地域経済の活性化が課題となる中、木造建築物の果たす役割は大変重要となっております。豊富な森林資源を有する本県におきましても、近年、人の集まる空港や駅など幅広い建築物で木材利用が進みつつあります。

このような木材利用への関心の高まりを追い風と捉えまして、引き続き木材の需要拡大に取り組んでまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 住宅分野の利用拡大に取り組みつつ、非住宅、中大規模建築物への利用促進に取り組み、支援していくという方針を伺いました。

循環型社会、脱炭素社会の構築、地域経済の活性化には、木材の利用は重要なテーマになります。現在では、CLTとかBP材とか様々な木材加工のやり方もありますし、様々な建築のやり方もあります。

木材建築は、躯体が軽量になることから、基礎工事のコスト面で優位になるという話も伺いました。来年1月には、東京日本橋に18階建て木材オフィスビルが完成するとのことで、技術の進歩を実感しています。

それでも、それはまだ一部の成功例、象徴であり、現実的には、鉄骨造りの一部にでも木材利用を考えてもらい、木材のよさと生活に直結する効果をアピールし、建築主や設計者に木材を使っ

て、すてきな建築物を造ってもらえるよう、地道に木材の需要が拡大するように進めていただきたいと思います。

このような取組が、地域や林業の衰退を食い止めることにつながり、防災や温暖化防止に資する様々なよい効果を生み、地場産業を活性化し、人口減少の抑制につながりますので、よろしく願います。

初日の高木議員のスポーツ施設の質問に、知事は前倒しでの整備の方針を示されましたが、どちらの施設にもぜひ熊本の木材をふんだんに活用していただきたいものですし、特にアリーナについては、環境立県熊本の象徴となるような木造の建物になることをお願いして、この項を終わります。

最後は、仮称坂本スマートインターチェンジ設置に向けた課題と今後の取組について質問します。

令和2年7月豪雨災害から6年目を迎え、復旧、復興工事も随分進み、冒頭申し上げましたが、先日は主立った施設の完成式も行われました。その日から国道の全面通行止めの表示が変わり、バリケードも外されましたので、日常がまた一つ戻ってきたといううれしい実感がありました。

先日は、スマートインターチェンジの設置に向けた第1回準備会の開催が発表されました。

設置が予定されている坂本パーキングエリアでは、発災直後から、孤立した坂本地区などの支援のため、被災者支援車両や坂本地区などの住民を対象に車両の乗り降りが可能とされてきました。

現在は、球磨川流域の復旧工事の進捗を図るための工事用道路も完成し、許可を受けた地元住民も無料で利用可能です。このおかげで、工事中の一般道路の渋滞や一方通行、工事用の仮設信号な

どの不便を気にすることなく大変助かっています。

八代市坂本町は、九州縦貫自動車道のインターチェンジ間の距離が長い八代一人吉間に位置し、以前から高速道路へのアクセス確保も課題とされてきました。

今現在、工事用道路と呼んでいるものを、スマートインターチェンジとして活用するとのことですが、坂本村時代にインターチェンジ建設を検討、要望しながらも、費用面、難易度の高い工事ということもあって断念したということもあり、今回の工事に地元の期待が大きいのですが、狭隘な地形の中に勾配もある県道からの接続になり、どんな構造になるのか、また、いつ開通するのかと期待と不安を持って見えています。

そこで、坂本スマートインターチェンジ設置に向けた課題と今後の取組について、土木部長に伺います。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 坂本スマートインターチェンジ設置に向けた課題と今後の取組についてお答えします。

八代市は、令和2年7月豪雨による坂本町の甚大な被害や集落の孤立などの状況を踏まえ、災害に強い地域づくりのための施策として、坂本パーキングエリアを利用したスマートインターチェンジの設置を復興計画に位置づけました。

県としましても、この施策は、新たなアクセス道路及び道路ネットワークの構築につながるものであり、地域の防災力向上や振興に資する取組であると認識しております。

これまで、八代市においては、スマートインターチェンジの整備効果について、防災機能や医療活動、地域活性化などの観点から検討を重ねてこられました。

これらを踏まえ、国は、その必要性が確認できる箇所として、昨年12月に、準備段階調査箇所を選定し、本年1月には、国、県、八代市、交通管理者、NEXCO西日本で構成する準備会を設置し、工事用道路の活用を前提に、事業化に向けた具体的な検討が開始されました。

設置に向けた課題については、議員御指摘のとおり、現地の地形条件や接続する県道坂本人吉線との高低差が著しいことから、既に整備されている工事用道路を活用する際、より安全性の高い道路にする必要があります。

今後、準備会において、具体的な対応策を議論し、着実に事業化へつなげていくことが必要です。

現段階で具体的な開通時期は示されていませんが、県としましては、引き続き、国や八代市など関係機関と緊密に連携し、スマートインターチェンジの早期実現を支援してまいります。さらに、治水対策や国道219号等の強靱化を国とともに進めるなど、坂本町の安全、安心の確保と創造的復興に全力で取り組んでまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 いろいろな人の働きかけ、たくさんの尽力、心尽くしでこのような工事が施され、スマートインターチェンジとして提供されることになったんだと心から感謝申し上げます。事故なきように大事に利用しなければと呼びかけたいと思います。

令和2年の災害時に私たちの地区も孤立しましたので、高速道路のバス停を開放していただき、高速道路を使って避難しました。初めてのことで、これからの生活に不安はありましたが、避難できることの安心感を今でもしっかり覚えています。

今回、このスマートインターチェンジが完成す

ることによって、地元住民の利便性向上はもちろんのこと、防災面においても大きな安心感を与えてくれるものになりますし、今後、復興が進み、球磨川が復活し、肥薩線が復旧した暁には、この地を訪ねてこられる観光客にもたくさん利用してもらえるものになりますので、復旧、復興に弾みがついていくものと大変楽しみにしています。ありがとうございました。

最後に、災害後の被災地の住宅再建の不安についてということで、要望を1ついたします。

現在、坂本町では、様々なインフラ整備の進捗とともに、球磨川沿岸では国によるかさ上げ工事が進み、家を再建しようという動きになっています。そんな矢先に、移転補償費は全て所得税の対象になるという、それまでの説明とは違う見解が税務署より示されました。

契約以前に国交省から補償費の説明が行われ、補償金より再建費用を差し引き、残高に対する課税と何度も確認され、その説明内容に合意し補償契約されたとのことでしたが、この説明が違っていたとのこと、この過ちを国交省も認めています。

本来であれば、契約破棄となり得るほどの間違いであり、家の再建の計画にも影響すると、八代市、国土交通省八代河川国道事務所へ問題解決のための要望活動は重ねられるものの、一向に何も進展しません。

所得に課税される住民税、県民税、国民健康保険税などの増額も予想されますし、これからの生活に不安を抱かれています。何のための誰のための復旧、復興なのでしょう。被災者に寄り添うとはどのようなことでしょうか。人が帰り、企業が帰り、町は再建されていくものではないのでしょうか。

これからの生活に皆さん多くの不安がありま

す。当該地区に住む者の不安の声、向き合う課題について、次の2項目について、木村知事、復興局に要望いたします。

まず1つ目、最近の建築資材高騰もあり、建築費用は高騰し、また、工事が遅延している間にも高騰を続け、再建のための資金計画に苦労されています。既に、当初の補償契約を基に家の建設契約を結ばれた方もいらっしゃると思います。また、これから建設される方は、建築費用の高騰で建設計画を心配されています。移転補償契約に物価スライドを検討されるよう、国土交通省と御協議ください。

次に、2つ目、市民税、県民税、国民健康保険税の課税について、せめて前年度並みの課税に減免いただきますよう、関係者と協議、検討ください。

一時的な極端な所得の増大であり、工事のための移設であります、望んだものではありません。借金して税金を払うということは想像もつきません。被災者の不利益がない制度に改正をお願いします。

皆さん、復興事業に協力を惜しまれるものではありませんが、将来の見通しが不明確で……

○議長(高野洋介君) 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

○亀田英雄君(続) 分かりました。これからの生活に大きな不安を抱えられております。確定申告の期限が迫ってきて、このまま泣き寝入りしなければならぬということは、余りにふびんでありませんか。

工事が進捗していく中で、このような状態にあることも御理解、御認識いただき、様々な悩みを持った市民に寄り添い、これからこの地域に住み続け、生活を再建していこうとする者が、少しでも頑張っていけるような支援策を講じていただき

ますようお願いいたします。

これで予定していました質問と要望を終わりたいと思います。途中、時間が押しましたので、大変慌てましたが、無事に終わることができました。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（高野洋介君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明6日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時9分散会